

長野市監査委員告示第14号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年6月28日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																																				
<p>(指摘事項) (続き)</p> <table border="1" data-bbox="234 461 831 875"> <tr> <td>契約名</td> <td>平成21年度長野市山村留学事務委託</td> </tr> <tr> <td>担当課</td> <td>学校教育課</td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td>財団法人 育てる会</td> </tr> <tr> <td>契約名</td> <td>戸隠森林植物園森林学習館機器メンテナンス業務委託</td> </tr> <tr> <td>担当課</td> <td>戸隠支所</td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td>社団法人 全国林業改良普及協会</td> </tr> <tr> <td>契約名</td> <td>長野駅善光寺口整備計画検討調査業務委託</td> </tr> <tr> <td>担当課</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td>社団法人 日本交通計画協会</td> </tr> <tr> <td>契約名</td> <td>長野市在宅当番医制事業委託協定</td> </tr> <tr> <td>担当課</td> <td>保健所総務課</td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td>社団法人 更級医師会</td> </tr> <tr> <td>契約名</td> <td>長野市企業誘致パンフレット等企画作成及び送付業務委託</td> </tr> <tr> <td>担当課</td> <td>産業政策課</td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td>財団法人 長野経済研究所</td> </tr> <tr> <td>契約名</td> <td>平成21年度石家庄市語学研修生受入れに伴う語学研修業務委託</td> </tr> <tr> <td>担当課</td> <td>秘書課</td> </tr> <tr> <td>相手方</td> <td>財団法人 長野県情報技術振興財団</td> </tr> </table> <p>9. 予定価格と積算</p> <p>(5) 物品の入札における予定価格調書の記載 (報告書42ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>予定価格は、平成元 2.10 歳計第196 号「消費税導入後の政府調達に係る入札について」に「予定価格は、予算決算及び会計令第80 条第 2 項の規定に従い、消費税分を考慮して適正に算定すること。」と記載されているように消費税相当額を含んだ金額である。</p> <p>しかし、消費税導入当時、消費税込みの総額で入札する方法では、消費税分がめり込んでしまい、転嫁が十分に行われないのではないかという不安を持つ業者が多く、消費税抜き価格相当額で競争し、入札書に記載された金額に消費税相当額を上乗せする等の方法により入札を実施することとされた。</p> <p>このため、本来の予定価格は消費税込の金額であるが、入札に際しての予定価格は消費税を除いた金額を記載する方法がとられている。市の「契約の手引き」では、「予定価格調書の予定価格は消費税を除いた金額を記載する。また、入札者も、見積もった総価の105 分の100 に相当する金額を記載する。」と記載している。</p> <p>委託や工事の場合の予定価格調書の予定価格欄には「予定価格の100/105 の額」と明記してあるが、物品の入札に用いる予定価格調書では、何の注書きもないまま予定価格の欄が「予定価格の100/105 の額」の意味で使われている。物品の入札に用いる予定価格調書にだけ注書きをしない理由は全くなく、無用な誤解を招かないために、物品の予定価格調書の予定価格欄においても、委託や工事の場合と同様に「予定価格の100/105の額」と明記した上で消費税抜き金額を記載する形に改めるべきである。</p>	契約名	平成21年度長野市山村留学事務委託	担当課	学校教育課	相手方	財団法人 育てる会	契約名	戸隠森林植物園森林学習館機器メンテナンス業務委託	担当課	戸隠支所	相手方	社団法人 全国林業改良普及協会	契約名	長野駅善光寺口整備計画検討調査業務委託	担当課	都市計画課	相手方	社団法人 日本交通計画協会	契約名	長野市在宅当番医制事業委託協定	担当課	保健所総務課	相手方	社団法人 更級医師会	契約名	長野市企業誘致パンフレット等企画作成及び送付業務委託	担当課	産業政策課	相手方	財団法人 長野経済研究所	契約名	平成21年度石家庄市語学研修生受入れに伴う語学研修業務委託	担当課	秘書課	相手方	財団法人 長野県情報技術振興財団	<p>物品の入札における予定価格調書の記載については、従来からの様式の見直しをせず、慣行として使用していたことが原因であったため、無用な誤解を招かないために、物品の予定価格調書の予定価格欄においても、委託や工事の場合と同様に「予定価格の 100/105 の額」と明記した上で消費税抜き金額を記載することで改善を図った。</p> <p>(4月28日付 様式修正済)</p> <p>(契約課)</p>
契約名	平成21年度長野市山村留学事務委託																																				
担当課	学校教育課																																				
相手方	財団法人 育てる会																																				
契約名	戸隠森林植物園森林学習館機器メンテナンス業務委託																																				
担当課	戸隠支所																																				
相手方	社団法人 全国林業改良普及協会																																				
契約名	長野駅善光寺口整備計画検討調査業務委託																																				
担当課	都市計画課																																				
相手方	社団法人 日本交通計画協会																																				
契約名	長野市在宅当番医制事業委託協定																																				
担当課	保健所総務課																																				
相手方	社団法人 更級医師会																																				
契約名	長野市企業誘致パンフレット等企画作成及び送付業務委託																																				
担当課	産業政策課																																				
相手方	財団法人 長野経済研究所																																				
契約名	平成21年度石家庄市語学研修生受入れに伴う語学研修業務委託																																				
担当課	秘書課																																				
相手方	財団法人 長野県情報技術振興財団																																				

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>10. 入札における公平性・競争性の確保に関する問題</p> <p>(1) 1 者入札の場合の取扱いの不整合 (報告書 43 ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>契約課では条件付き一般指名競争入札において入札参加者が 1 者のみの場合は入札を中止している。これは入札参加者が 1 者の場合は競争性が確保できないと判断しているからである。</p> <p>一方、指名競争入札の場合には入札参加者が 1 者になっても入札を実施している。入札参加者は開札時点まで入札参加者が自分ひとりであるとは認識できないので、その意味で競争性が確保されているからという理由である。</p> <p>一般競争入札は、広く公告をして入札希望者を募集するもので、一般競争入札において入札者は、当初は他に入札者があるかどうかを知るよしもなく、通常他にも入札者があるであろうと予想し、これと競争する意思をもって入札に参加していると考えられるので、たとえ 1 人だけの入札でも入札に必要な競争性は失われていないといえるはずである。</p> <p>にもかかわらず、条件付き一般競争入札の場合に入札参加者が 1 者の場合は競争性が確保できないとして入札を中止しながら、一般競争入札に比べ競争性が劣る指名競争入札においては入札参加者が 1 者の場合でも競争性が確保されているとして入札を実施するのは理論的に矛盾している。整合性のある扱いに変更する必要がある。</p> <p>(2) 例外的処理で競争入札から随意契約に移行した問題 (報告書43ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>条件付き一般競争入札で入札参加者が 1 者のときに入札を中止することとしている。これは 1 者入札では競争性が確保できないと判断しているからである。ところが、競争性を確保するために競争入札を中止したにもかかわらず、再度入札公告を行わずに、入札参加者とそのまま随意契約に移行している例がある。競争入札を中止した結果、その時点で再度競争入札を行う時間的余裕がなくなった結果、随意契約にせざるを得なくなったケースとのことである。</p> <p>本件のように時間的余裕がない状況になってしまった場合の条件付き競争入札では、「入札参加者が 1 者の時は入札を中止する」旨を記載しない方がよいと考える。一般競争入札において 1 者入札でも競争性は確保されていると考えられ、時間的余裕がないことを理由に随意契約に移行させることに比べれば、1 者でも入札を実行するほうが競争性を確保できるはずである。随意契約の場合は、業者は原則と</p>	<p>1 者入札の場合の取扱いの不整合については、平成 21 年 12 月に工事入札についてのみ、会場入札に変わる期間入札を採用した時点から、条件付き一般指名競争入札において入札参加者が 1 者のみの場合であっても入札を執行している。これは、入札参加者は開札時点まで入札参加者が自分ひとりであるとは認識できないので、競争性が確保されているからという理由である。</p> <p>物品及び業務委託契約については、条件付き一般指名競争入札において入札参加者が 1 者のみの場合は入札を中止しているが、ご指摘のとおり、1 者のみ参加の入札であっても競争性が確保できること、また、物品及び業務委託契約に係る指名競争入札との整合性及び工事入札との整合性を図る必要があることから、入札参加者が 1 者であっても入札を実施することで改善を図っていく。 (契約課)</p> <p>例外的処理で競争入札から随意契約に移行した問題については、(1) の指摘事項で、入札参加者が 1 者であっても入札を実施することで改善を図っており、ご意見のとおり「入札参加者が 1 者の時は入札を中止する」旨を記載しないこととする。</p> <p>従って時間がないとの理由で競争入札から随意契約に移行することはしないことで改善を図った。 (契約課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>して他に競争者が存在しないと認識しているはずであり競争性の確保が困難になる。</p> <p>11. 随意契約</p> <p>(2) 有利な価格の確保</p> <p>③ 合い見積もりを実施していない問題 (報告書49ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>契約規則では、随意契約を締結する場合には2人以上の者から見積書を徴するもの(原則)とすると規定したうえで、1人の者から見積書を徴することができる場合(例外)について規定している。しかし監査人が確認したところ、契約課の担当する随意契約はすべてが1者随意契約であった。</p> <p>随意契約の理由を突き詰めていけば、他では不適当だからということでは随意契約しているはずであり、そうであるならば2人以上から見積もりを徴することは、随意契約を選択した理由と矛盾すると考えているようである。実際にそのような状況であるのであれば問題はないのかもしれないが、市の随意契約理由を個別に検討していくと、随意契約理由が拡大解釈され濫用されていると考えられる例がある。このような場合、もちろん随意契約にすること自体が妥当でないと考えられるのであるが、これに加え随意契約にした事実を目を奪われ、いわば自動的に1者随意契約にしていることは問題である。</p> <p>随意契約の場合は、特定の相手方を任意に選定してその者と契約を締結するものなので、結果として不当な価格となるおそれがある。このような随意契約において2人以上の者から見積書を徴することは、市が適正かつ有利に契約するために必要であり、可能な限り2人以上の者から見積書を徴すべきである。すべての契約が1者随意契約になっている結果は、理由のいかんにかかわらず最初から2人以上の者から見積書を徴することを考えていない可能性があり、規則の規定の趣旨を没していると言わざるを得ない。可能な限り2人以上の者から見積書を徴する必要がある。</p>	<p>有利な価格の確保(合い見積もりを実施していない問題)については、契約課の担当する随意契約の中で1者随意契約であるのは、随意契約理由が地方自治法施行令第167条の2の1項2号~9号及び長野市契約規則第31条1項2号に該当する契約である場合のみである。(担当課が実施する随意契約も同様。以下特命随意契約という。)</p> <p>上記以外の一般的に随意契約といわれる、地方自治法施行令第167条の2の1項1号別表第5に定めるもので、契約課が契約する随意契約は130万円までの印刷及び1万円を超え80万円までの物品購入であるが、これについては長野市契約規則第31条に基づき公開見積もりを実施し、複数の者から見積もりを徴している。(特命随意契約は除く。)</p> <p>市の随意契約理由を個別に検討していくと、随意契約理由が拡大解釈され濫用されていると考えられる例があるのご指摘については、発注課からの随意契約理由書に疑義があれば、事情聴取を行い、止むを得ない事情である場合のみ特命随意契約を認めている。また、その場合でも他の事業者が受注できるかの可能性を探るために、公表して応札希望者を募る場合もあり、できる限り公平性、透明性、競争性の向上を図っている。</p> <p>従って、最初から2人以上の者から見積書を徴することを考えていないということでは決してないということは御理解いただき、その上で、御意見のとおり、より契約の公平性、透明性、競争性の向上に努めることで改善を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(契約課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(3) 本体工事に関連する工事 ① 合冊入札方式の適用 (報告書 51 ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>市では、「長野市建設工事に係る合冊入札方式に関する試行基準」を平成16年12月1日から施行している。しかし、対象案件が、上下水道局の工事のうち設計金額が3千万円以上で発注する工事及び当該工事と「合冊入札方式」が可能な工事、長野市請負工事審査委員会が別に指定したものに限定されているため、依然として多くの工事が随意契約で行われている。試行基準は試行当初の状況を反映したものであり、現状では試行開始から時間も経過しており、この試行基準では肝心の市長部局と地方公営企業との合冊入札に対応できない場合が多いと考えられる。試行基準を要領等にするとともに、現状のように範囲を限定せず、重要性の小さい一定の場合を除き、原則実施の形に改めるべきである。</p> <p>随意契約の方式は競争入札に比較して透明性、公平性、競争性で劣っており、経済性の観点から大きな問題を有している。随意契約は真にやむを得ない場合にのみ行われるべきであり、合冊入札方式を採用することにより競争入札の対象に出来る工事については原則として合冊入札方式によるべきである。</p> <p>監査人が監査の過程で把握した平成21年度の随意契約による工事の内、合冊入札方式により競争入札の対象とすべきと判断する工事は以下のとおりである。これらの工事に合冊入札方式を適用せず、随意契約で行ったことによる経済的損失を試算するために本体工事の落札率を予定価格に乗じて試算した金額と実際の契約金額を比較すると以下のとおりである。試算では合冊入札方式を適用せず、随意契約を行ったことによる経済的損失は26,145,737円と試算された。</p> <p>(工事表省略)</p>	<p>本体工事に関する工事（合冊入札方式の適用）については、御指摘のとおり、現状では上下水道局の工事のみを合冊入札方式の対象としている。</p> <p>現在、他都市の状況を調査しているところであり、市長部局と地方公営企業との発注機関の異なる合冊入札方式の導入等について、先進事例を参考に試行基準の見直しを含めて検討していく。</p> <p>(契約課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(4) 随意契約の手続きに関する問題 (報告書53ページ)</p> <p>(結果) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 8 号では、競争入札から随意契約に移行できる場合を規定しており、競争入札に付しても入札者いないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときに随意契約によることができるとしている。にもかかわらず、再度入札を実施していないのに随意契約に移行している例がある。地方自治法施行令に合致した手続きを行う必要がある。また、「長野市建設工事等競争入札心得」によると、競争入札から随意契約に移行した場合の見積もりは 1 回とすると規定されているが、2 回実施している例がある。</p> <p>V 市の契約に関する問題点（各論）</p> <p>1. 総務部情報政策課</p> <p>(1) 基幹システム管理支援業務委託 ○標準単価に比べて割高な単価による積算 (報告書 57 ページ)</p> <p>(結果) 上記に記載した業務委託仕様書から判断すると、実施している業務の内容は一般に実施されている情報システムの管理運用支援業務であると理解される。しかし、積算は特定業者の見積単価を用いて行われている。メーカー独自の技術を使っているためメーカーと随意契約するのが適切なのは理解できるのであるが、それは随意契約をする理由であって、メーカーが実施するシステム管理支援業務自体は、本件がメーカー独自の技術で開発されたシステムに対する管理支援業務であることを理解しても格別高度な専門性を有する特殊なものではないと思われる。もちろん、特殊な技術やノウハウが必要になることはあるかもしれないが、その業務内容は一般に実施されている情報システムの管理支援業務と同等のものであると理解できる。これらの業務については、特殊な技術やノウハウが必要になるとしても、業者の見積単価をそのまま使用するのではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準単価を参考にして、そこに特殊性を加味するなどして単価を市の主導で算定すべきである。 本件の業務内容はシステム管理者 1 に該当すると思われるので、市販の積算資料の単価を用いて業者見積単価で積算していることによる過大金額を試算する。以下のとおりとなる。</p>	<p>随意契約の手続きに関する問題については、契約規則及び契約の手引きについての周知・徹底が不足していたことが原因であったため、平成 23 年度予算執行方針説明会(平成 23 年 4 月 13 日開催)において説明し、入札手順を確認して執行するよう、改めて注意喚起をすることで改善を図った。</p> <p>(契約課)</p> <p>積算単価を市販の積算参考資料等に掲載されている単価を元に算定し平成 23 年度の契約をした。 平成 23 年度の積算単価については、財団法人経済調査会の月刊積算資料 3 月号の「システム管理技術者 2」の札幌市及び名古屋市の単価(以下「標準単価」という)を基準とし、これに技術力を評価することになるが、一般に企業規模が大きいほうが技術力があると考えられることから、企業規模を考慮して算出した。 算出方法は、公表されている企業規模別の価格資料として同調査会経済調査研究所の研究レポート「ソフトウェア開発データリポジトリの分析(平成 22 年 7 月)」175 ページにある「11.4 開発技術者数別開発工数あたりの開発価格(全開発事例)」が入手可能であり、この価格データを用いて標準単価から委託業者の企業規模「技術者数 1000 人以上」の単価を比準した。</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>(注1) 単価の前提となるシステム管理業務の内容等</p> <p>システム管理業務とは、クライアントサーバシステムにおいて、システムの運用環境を確保するとともに、必要に応じて技術的なサポートを行う業務。業務範囲は広く、各種資源の設定や情報の更新、環境の監視と障害対応、ヘルプサービスの業務など、多岐にわたっている。</p> <p>単価の前提となるOSはWindowsである。しかし本件の基幹システムはWindowsではなく、業者独自開発のホストシステムである。したがって標準単価をそのまま用いることはできないが、類似業務との比較として試算した。</p> <p>なお、業務に必要なハードウェアやソフトウェア、ライセンス、マニュアル、通信料などは発注者の負担を前提としている。</p> <p>(注2) 単価の前提となるシステム管理者1の役割</p> <p>サーバやネットワーク環境の設定を行い、システムの管理を行う。</p> <p>札幌の金額を使用した場合の過大金額 2,143千円 名古屋の金額を使用した場合の過大金額 1,663千円</p> <p>(2) インターネット放送局番組制作委託 (結果)</p> <p>○仕様書と整合しない積算 (報告書 59 ページ)</p> <p>ディレクターの単価については情報政策課の積算で使用しているソフト開発等におけるSE単価を、WEB管理者及びリポータの単価については、同プログラマーの単価を使用して積算しているが、業務内容と関連の薄い単価による積算となっている</p> <p>担当課の説明では、愛テレビながので放送しているコンテンツは「動画」であり、内容について一般のテレビ放送でも放送できるレベルのクオリティを求めていたが、委託先の業者はそこまでは考えていなかったため、市の積算金額が当初の業者見積の金額より過大になったとのことである。</p> <p>実際の番組制作は月々会議で決定され、委託先は市の要求どおりの番組を制作しているため、過大な委託料ではないとのことである。</p> <p>業務委託仕様書では、「管理責任者」と「番組制作職員」が「甲の指示に基づき番組制作を行うこと」として具体的な員数を明示しておらず曖昧になって</p>	<p>標準単価は、平均値や中央値を元にしてしていると記載されていることから</p> <p>○平均値からの比準単価＝ 標準単価×(1000人以上企業の平均開発価格/平均開発価格) ＝75.0(札幌市)×(130.3/101.5)＝96.28万円 ＝74.9(名古屋市)×(130.3/101.5)＝96.15万円</p> <p>○中央値からの比準単価＝ 標準単価×(1000人以上企業の開発価格中央値/全体の開発価格中央値) ＝75.0(札幌市)×(133.3/101.3)＝98.69万円 ＝74.9(名古屋市)×(133.3/101.3)＝98.56万円</p> <p>となり、最安値である96万1,500円を比準単価とした。</p> <p>これと業者見積単価を比較し、安価である業者見積単価の93万1,600円を積算単価とした。</p> <p style="text-align: right;">(情報政策課)</p> <p>業務委託仕様書については、平成24年度からの委託契約を行う際の業務委託仕様書上に、ディレクター、リポーター等、業務に必要な具体的職種ごとに必要員数を明記する。</p> <p>積算書については、平成24年度からの委託契約を行う際の積算書において、仕様書に明記する具体的職種ごとに員数を明記したうえで積算を行う。</p> <p>サーバレンタル料については、テレビ信州が自主事業で制作する番組と長野市が委託して制作する番組の、サーバ使用比率により按分することとし、長野市委託分が80%、テレビ信州の自主事業分が20%として設定している。</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>いる。他方積算においては具体的な職種と員数を明示しており、仕様書と不整合になっており、積算内容は実態に合致しないものになっている。積算は仕様書、実態に関連付けて行う必要がある。</p> <p>また、サーバレンタル料は、自主製作の部分と兼用しているが、総額の 10/12 計上している。長野市が利用する部分と自主製作で使用する部分があるので按分基準を設け積算すべきである(なお 22 年度分に係るサーバレンタル料は全額長野市負担になってしまっている)。この点についても実態にあった積算をすべきである。</p> <p>(3) 長野市フルネットセンターインターネットシステム運用管理等業務委託 (報告書 62 ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>システム障害対応のために市が負担すべき金額が把握されていないまま契約が行われている。</p> <p>市が負担すべき金額は、①365 日・24 時間のシステム障害対応のための体制を維持するために業者が特別に要している費用を、②当該業者に365 日・24 時間のシステム障害対応を委託している依頼者数の合計で除した金額になると考えられる。したがって業者に①と②を確認して①÷②の金額を算定することが必要である。</p> <p>その結果、上記の試算金額を大きく超過している場合は契約金額の引き下げの交渉を行うべきである。</p> <p>2. 総務部庶務課</p> <p>(1) 庁舎構内電話交換設備保守点検業務委託 (結果 1)</p> <p>○仕様書と整合しない積算 (報告書63ページ)</p> <p>本件の積算書は表1のように月単価の形式で作成されているが、仕様書の点検実施期間（点検の周期）は表2のよう、1年、6ヵ月、随時となっており、積算書が仕様書と一致していない。仕様書を正しく作成し、これに基づいて積算を行う必要がある。</p> <p>また、積算単価の根拠資料が保管されていない。単価の根拠を資料として残すべきである。</p>	<p>サーバに保存する放送番組の制作実績は、平成 21 年度総制作番組数 406 本のうち長野市委託分は、279 本、全体における委託分の割合は、約 68%であり、平成 22 年度総制作番組数 380 本のうち長野市委託分は、275 本、全体における委託分の割合は、約 72%である。</p> <p>これらの実績及び平成 23 年度の番組制作数を考慮し、平成 24 年度契約におけるサーバレンタル料の積算に反映する。</p> <p style="text-align: right;">(広報広聴課)</p> <p>インターネットシステムの 365 日・24 時間のシステム障害対応のための保守体制維持費用は、7,920,000 円である。</p> <p>その体制維持のために業者が用意する体制は、業者に確認したところ、長野市専任で 1 人とのことであり、他の依頼者の保守を併せて行っていない。</p> <p>したがって、①体制維持費用 7,920,000 円÷②依頼者（長野市）数 1 =7,920,000 円として算定されるので、契約金額の引き下げ交渉は行わない。</p> <p style="text-align: right;">(情報政策課)</p> <p>委託料の積算については、根拠としている単価が主な設備の月額料金となっているため月単価形式としている。仕様書はその主な設備を構成する付帯装置の点検に必要な期間を示しているため、積算書と一致していない。</p> <p>契約は、長期継続契約のため、次回の契約から、仕様書を設備ごとの保守を月単位で作成し、単価根拠としている保守月額料と一致した積算書を作成するよう改善を図る。</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>(結果 2)</p> <p>○標準単価に比べて割高な単価による積算 (報告書63ページ)</p> <p>報告書では毎月 2 人で 2 日の点検を行っている とされている。なお仕様書において随時点検とな っている部分についてもこの点検の中で行われて いる。また、緊急対応の回数は実際にはほとん どないとのことである。この実績をもとに、予 定価格から単価を算出すると 1 日 1 人 76,666 円（実際の契約額で計算すると 74,750 円）と 算定される。市販の積算資料からシステム管理 技術者 1 と 2 の平均値（札幌と名古屋）を用 いて試算すると以下のようなになる。なお本 件の上記の契約金額 1,794,000 円は 6 ヶ月 間の金額である。</p> <p>札幌を使用した場合の過大金額 $1,794,000 \text{円} - (34,850 \text{円} \times 2 \text{人} \times 2 \text{日} \times 6 \text{ヵ月}) = 957 \text{千円}$</p> <p>名古屋を使用した場合の過大金額 $1,794,000 \text{円} - (37,050 \text{円} \times 2 \text{人} \times 2 \text{日} \times 6 \text{ヵ月}) = 904 \text{千円}$</p> <p>機器の交換費用、部品代は別途精算であり、別 途諸経費も積算されていることを考慮すると積 算単価 37,050 円は標準単価に比べ高すぎると 考えられる。今後は標準単価を基礎にして積算 を行う必要がある。</p> <p>(2) 本庁舎警備業務委託 (結果)</p> <p>○業者の見積りどおりの積算 (報告書 67 ページ)</p> <p>業者の見積り金額ではなく、標準単価を使用 して積算すべきである。平成 22 年の入札に関 する業者の見積書における値上げの理由はいま まで安い価格で行ってきたためとされるが、落 札金額は平成 20 年の落札金額より低くなっ ている。特定の業者に入札の予定価格決定の 主導権を握られている格好であり、契約の透 明性を確保するために標準単価を基礎とする 積算が必要である。</p>	<p>積算根拠資料の未保管については、紛失しな いよう関連書類と共にフォルダに保管するよ うに留意する。 (庶務課)</p> <p>積算単価については、電話交換設備保守点 検には一般的な標準単価はなく、その製品や 設備構成によっても変わってくる。また、シ ステム管理技術者についてはサーバ管理、ネ ットワーク管理が主な業務であり電話設備の 保守とは実情に合わなく、その技術者料金を 当てはめることはできない。</p> <p>今回市が導入した電話交換設備は、東日本 電信電話(株)製であり、当該事業者が定め た月額保守料金は、国に申請し認可されてい る料金であるため、その単価を積算の根拠と して採用していく。 (庶務課)</p> <p>本庁舎警備業務の積算については、根拠とな る一般的な単価を持たずに、事業者の見積及 びこれまでの実績等を参考として算出してき たところである。</p> <p>今回の指摘を受け、平成 24 年度からの契 約においては、財団法人経済調査会発行の積 算資料にある「建築保全業務労務単価」に記 載の警備員の単価と、これまでの契約額等を 考慮して積算するよう改善を図る。 (庶務課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3. 総務部危機管理防災課</p> <p>(1)長野市合併支所同報無線統合整備業務委託（システム構築）</p> <p>(結果)</p> <p>○随意契約の手続きに関する問題 (報告書69ページ)</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項8号では、競争入札から随意契約にすることができる場合を規定しており、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときに随意契約にすることができるとしている。</p> <p>本件の場合には入札者がいなかったわけではないので競争入札を行わずにそのまま随意契約に移行することは出来ないはずである。</p> <p>にもかかわらず随意契約としたのは、競争入札を中止した結果、その時点で再度競争入札を行う時間的余裕がなくなったため、随意契約にせざるを得なくなったためというのが市の物品等供給業者審査会での随意契約とする理由である。「緊急性」を有するので随意契約にしたということであるが、本件が地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に規定する随意契約が認められる場合の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」の「緊急」に該当するかどうか問題である。</p> <p>ここでいう「緊急」とは、「災害時等に緊急の必要があって、一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きをとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を蒙るに至る場合など」である（平成16年3月24日前橋地裁判決）。したがって、「緊急」とは、業務の客観的性質からの緊急性があって、本件の場合のように、事務処理が間に合わないという自治体担当者内部の事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的理由等では原則として適用することはできない（財計第2017号・平成18年8月25日付け「公共調達の適正化について」）。したがって、随意契約の理由として妥当でなく問題である。このような事態を避け競争性のある入札を可能とするために以下について改善する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約後の業務執行までの準備期間を考慮し、時間的余裕をもって入札時期を決定する。 	<p>本件の随意契約の手続きに関する問題については、ご指摘のとおり条件付き一般競争入札で「入札参加者が1者の時は入札を中止する」旨を記載しており、入札参加者が1者のみのため入札が中止となり、再度競争入札を行う時間的余裕がない状況から随意契約に移行されたものである。</p> <p>今後は契約課と調整をしながら「入札参加者が1者の時は入札を中止する」旨を記載しないこととし、入札参加者が1者でも入札を実施し、時間がないという理由で随意契約に移行することはしないようにするとともに、業務執行までの準備期間を考慮し、時間的余裕をもって入札時期を決定できるような依頼をするよう改善を図っていく。</p> <p>(危機管理防災課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>・本件のように時間的余裕がない状況になってしまった場合の条件付き一般競争入札では、「入札参加者が1者の時は入札を中止する」旨を記載しない方がよいと考える。問題点・総論でも述べているように、一般競争入札においては1者入札でも競争性は確保されていると考えられる。時間的余裕がないことを理由に随意契約に移行させることに比べれば、1者でも入札を実行するほうが競争性を確保できるはずである。なぜなら随意契約の場合、業者は原則として他に競争者が存在しないと認識しているはずであり競争性が確保されなくなるからである。</p> <p>4. 豊野支所</p> <p>(1) 豊野支所庁舎定期清掃業務委託 (結果1)</p> <p>○共益費の負担の問題</p> <p style="text-align: right;">(報告書70ページ)</p> <p>豊野庁舎には平成17年より(株)八十二銀行豊野支店が入居している。現在の豊野支所の各階平面図は以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">(図面省略)</p> <p>なお、具体的な庁舎の現況は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1階正面玄関…支所利用者も八十二銀行利用者も基本的にこの玄関を通過して庁内に入る ・ 1階東側トイレ…八十二銀行内には客用及び行員用のトイレが無く、銀行関係者は基本的にこのトイレを利用する ・ 2階東側トイレ…1階トイレ同様 ・ 1階→2階間階段（東側）及びエレベーター…銀行関係者が1、2階の行き来利用している。 <p>この状況下で、長野市（豊野支所）では上記業者（ブイファッション仙台(株)）に庁舎清掃業務を委託しており、上記の共用部分4箇所の清掃費は全額長野市が負担し行っている。</p> <p>建物の所有者である長野市が共用部分も含めて清掃等の建物に関する維持管理を行うことは何ら問題ではないが、このような場合はその便益を享受する借借人から適正な共益費を徴収するのが一般的である。</p> <p>しかしながら、「平成21年度八十二銀行豊野支店 共益費負担金協議資料（豊野支所庁舎維持管理</p>	<p>左記4項目（八十二銀行との共用部分と指摘があった箇所）のうち、4つ目の庁舎東側1階から2階階段については、八十二銀行内に階段及びエレベーターがあるため、原則として銀行関係者は使用していない。</p> <p>しかし3項目については、指摘のとおりと受け止め、23年度からは応分の負担を八十二銀行に求めていくこととした。</p> <p>窓ガラス清掃分及び庁舎電気設備保守等、建物管理に関する点検・管理に係る委託料についても、23年度からは応分の負担を八十二銀行に求めていくこととした。</p> <p>なお上記について、23年度分は24年3月に八十二銀行へ請求することになるが、八十二銀行豊野支店側の担当者へもその旨を伝達し、承諾いただいているところである。</p> <p>したがって、平成23年4月1日から改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(豊野支所)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>費負担金計算書)」によると、当該業務委託契約により長野市が負担している豊野支所庁舎定期清掃作業委託料のうち、(株)八十二銀行が負担しているのは当該定期清掃作業委託料のうち、窓ガラス清掃部分のみである。</p> <p>また、この庁舎は行政財産であるため、長野市は(株)八十二銀行からその使用面積に基づいて計算した行政財産使用料を徴収しているが、その使用面積も上記平面図の網掛けされた専用部分のみで計算されているため、共用部分のコストは全額長野市が負担していることになる。</p> <p>その他にも、上記共益費負担金協議資料によると、電気設備保守点検委託料（委託先：(財)中部電気保安協会、契約額 390,000 円）、消防設備保守点検委託料（委託先：信越電気防災(株)、契約額 170,000 円）、ビル管理法管理業務委託料（委託先：(株)サニクリーン甲信越、契約額 460,000 円）について床面積割合（豊野支所：3,700.8 m²、(株)八十二銀行 350.69 m²、合計建物面積 4,051.49 m²）で共益費が算定されているが、これらの共益費も共用部分を考慮すると長野市の負担過多であると考えられる。</p> <p>したがって、これらの共用部分に関する清掃費用その他の各種維持費を長野市が全額負担することは適切ではなく、実際の使用状況に基づいて共用部分として便益を享受する(株)八十二銀行がその一部を負担すべきである。</p> <p>(結果 2)</p> <p>○使用頻度の少ない部分の清掃について (報告書 72 ページ)</p> <p>昨年度の包括外部監査において、豊野支所庁舎は低利用財産として意見が付されている。具体的には庁舎 2 階及び 3 階は以下のような使用状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 階庁議室…支所運営会議が月 1 回程度開催 ・ 2 階応接室 1・2…基本的に未利用 ・ 2 階和室、会議室…夜間会議が月 2 回程度開催 ・ 3 階旧議員控室…倉庫として利用 ・ 3 階旧議会事務局、旧正副議長室…かがやき教室(豊野中学校) ・ 3 階大会議室…支所会議で利用 <p>また、平成 22 年度においては、21 年度に増してその清掃頻度が上がった部屋がある。以下のとおり</p>	<p>21 年度から 22 年度にかけて清掃頻度が上がったと指摘があった部分について、22 年度と比較し、23 年度の清掃頻度は次のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 階庁議室 週 1 回 → 月 2 回 ・ 2～3 階階段 毎日 → 週 1 回 ・ 3 階大会議室 週 1 回 → 月 2 回 ・ 3 階ラウンジ 週 1 回 → 週 1 回 ・ 3 階廊下 週 1 回 → 週 1 回 <p>21 年度と 23 年度を比較すると次のとおり。</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 階庁議室…月 2 回から毎週へ変更 ・ 2 階 3 階間の階段（東西とも）…月 2 回を毎日へ変更 ・ 3 階大会議室、ラウンジ、廊下…月 2 回を毎週へ変更 <p>増加とした理由について、庁舎に入場した市民から汚れている旨の指摘を従前から受けていることによるとの回答であったが、そもそも低利用状態である庁舎の 2、3 階が汚れるのは日常ではなく、利用後のタイミングに限られるはずである。ならば、何も定期清掃を委託せずとも汚れている旨の指摘を受けた職員が率先して清掃すれば良い。</p> <p>このような事例は、支所職員の自発的な行動により、歳出の低減を図るべきである。</p> <p>(2) 豊野駅南北自由通路エレベーター保守業務 (結果) ○業者の見積りどおりの積算 (報告書74ページ)</p> <p>本件の随意契約理由には特段の問題点は存在しないと考えるが、この契約の担当課での積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおりを設定されている。</p> <p>業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者の見積りどおりでは問題である。</p> <p>他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示の見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。</p> <p>したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換をするなどして積算価格を設定すべきである。</p>	<p>措置（改善）状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 階庁議室 月 2 回 → 月 2 回 ・ 2～3 階階段 月 2 回 → 週 1 回 ・ 3 階大会議室 月 2 回 → 月 2 回 ・ 3 階ラウンジ 月 2 回 → 週 1 回 ・ 3 階廊下 月 2 回 → 週 1 回 <p>22 年度から、住民自治協議会が本格的に活動を開始し、21 年度と比較し利用頻度が増加傾向にある。また今年度からは環境部廃棄物対策課分室として支所内 3 階 303 会議室へ職員 4 人が常駐することになり、またそこへの外部からの来訪者も想定されることから、対 21 年度比で 2～3 階の共有スペースの清掃頻度がやや増えるのは必然と考える。もちろん、庁舎内に汚れを発見した場合、職員が自発的に清掃しているのは従前も変わらず、言うまでもない。</p> <p>会議室関係については、清掃頻度を 21 年度のペースに戻すことで、平成 23 年 4 月 1 日から改善を図った。</p> <p>(豊野支所)</p> <p>「業者見積もりどおりの積算」については物品等の業者委託の随意契約として 1 社見積もりによる契約を行っていたため、結果として十分な見積額の査定を行っていなかった。</p> <p>エレベーターの保守点検については「建設物価版」に標準的な料金単価が設定されており、平成 23 年度以降の契約においては、料金単価と見積額を項目ごとに精査するとともに、関連他部局で実施されている同種の業務委託との比較も行って、適正な積算価格の設定について改善を図ることとした。</p> <p>(豊野支所)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>5. 戸隠支所</p> <p>(1) 国補災戸隠折橋下楠川線（下楠川その5地区）災害復旧工事</p> <p>○変更契約事務に関する契約規則と実務の不整合（報告書75ページ）</p> <p>本工事では、平成22年3月31日に工期延長の変更契約と平成22年7月に減工についての変更契約を行っている。</p> <p>平成22年7月に行なわれた変更契約に関する変更の協議は平成22年3月12日に行われているが、平成22年3月31日付けの変更契約には反映されていない。</p> <p>契約規則では、契約の内容を変更しようとするときは、5日以内に変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させるものとする旨が規定されている。契約規則に照らすと、平成22年3月12日に行われた変更の工事施工協議についての変更契約が平成22年7月に行われているのは違反ということになる。</p> <p>市における具体的な設計変更の手続きは「契約の手引き」に記載されている。そこでは軽微な変更の場合は所属長の承認を得たうえ「監督職員指示書」（実際は「工事施工協議（指示）書」）により変更指示することができる旨と記載されている。今回の変更契約は軽微な変更にあたるため「契約の手引き」どおりには運用されていると認められる。しかし「契約の手引き」は内部的な手引きであり、その記載が契約規則の規定と対応していないことは問題である。たとえば実務を考慮した設計変更事務取扱要領を制定し、契約規則の定めと「契約の手引き」で記載されている実際の設計変更手続きが整合するようにする必要がある。</p> <p>6. 信州新町支所</p> <p>(1) 平成 21 年度施行 堤内排水機場管理業務委託（結果1）</p> <p>○適切でない積算（報告書77ページ）</p> <p>本件の積算は2地区を合算した形で積算がなされ、A地区、B地区個別には積算が行われていない。それぞれの地区は面積が大きく異なるにも</p>	<p>国補災戸隠折橋下楠川線（下楠川その5地区）災害復旧工事の変更契約における「契約規則」と「契約の手引き」の運用的乖離については、契約の手引きについての周知・徹底が不足していたことが原因であったため、契約金額の増減又は履行期間の伸縮を必要とするときは、契約者と協議のうえ定めたときに変更通知書を送付し、通知日から5日以内に変更契約を締結するよう職員に指導することで改善を図った。</p> <p>また、設計変更事務取扱要領の制定については、今後研究していく。 (契約課・戸隠支所)</p> <p>「平成 21 年度施行 堤内排水機場管理業務委託」の2事業を同額で契約している事の問題については、信州新町時代か</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																									
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>かわらず、2 地区とも同額で契約がなされている。</p> <p>点検見回り人件費の項目の中に草刈費用及び側溝清掃費用が計上されていたため、その実施設計書を確認した。</p> <p>その結果、排水機場除草（草刈費用）及び側溝清掃（側溝清掃費用）の実実施設計書では排水機場除草の対象面積はA地区が3,945 m²、B地区が1,885 m²、面積差は2,060 m²。側溝清掃における水路の長さはA地区が1,295m、B地区が465 m となり差は830mとなった。</p> <p>このように作業面積にかなり差があるにもかかわらず同額で契約していることは問題である。</p> <p>実施設計書の排水機場除草項目及び排水機場側溝清掃をA地区、B地区個別に試算すると表1のようになる。</p> <p style="text-align: center;">(表1は省略)</p> <p>以上のように単純にA地区とB地区に区分して金額的影響を計算すると差額が94 千円+1,282 千円=1,377 千円となり、明らかに不公平な結果となっている。</p> <p>このような契約は慣例として行われてきたもので、平成22 年度はポンプ数、水路の長さ、草刈面積に応じて積算がなされているとの説明を受けている。</p> <p>7. 財政部収納課</p> <p>(1) 市税口座振替依頼書作成・封入封緘業務委託 (結果1)</p> <p>○実数による精算を実施すべきもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書79ページ)</p> <p>この業務委託に関しては、年度当初に年度中の封入封緘数を見積り、その見積数に基づいて業務委託契約を締結している。したがって、年度末時点において把握可能な実際の業務委託の数量と年度当初の見積数量には当然差異が生ずる。この差異を数値で示すと以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="225 1823 826 1973"> <thead> <tr> <th></th> <th>年初見積数量</th> <th>実数量</th> <th>差異</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度</td> <td>196,000</td> <td>183,611</td> <td>12,389</td> <td>93.70%</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>183,000</td> <td>176,997</td> <td>6,003</td> <td>96.70%</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>199,000</td> <td>187,762</td> <td>11,238</td> <td>94.40%</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>199,200</td> <td>195,544</td> <td>3,656</td> <td>98.20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>このように、過去4年度の実績を確認したとこ</p>		年初見積数量	実数量	差異	実施率	22年度	196,000	183,611	12,389	93.70%	21年度	183,000	176,997	6,003	96.70%	20年度	199,000	187,762	11,238	94.40%	19年度	199,200	195,544	3,656	98.20%	<p>らの慣例による契約であり、個々の作業内容を積み上げ積算をしていない事が原因であった。このため平成22年4月1日契約の「平成22年度施行 信州新町堤内排水機場管理業務」からは、施設所有者である長野県、費用負担者である東京電力の承諾を得て、各作業項目毎に積み上げ積算を行い適切な積算をすることで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(信州新町支所)</p> <p>実数による精算を実施すべきものについては、23年度業務委託契約分については、業務終了後契約変更により実数により精算を行うことで委託契約事業者と協議済みである。</p> <p style="text-align: right;">(収納課)</p>
	年初見積数量	実数量	差異	実施率																						
22年度	196,000	183,611	12,389	93.70%																						
21年度	183,000	176,997	6,003	96.70%																						
20年度	199,000	187,762	11,238	94.40%																						
19年度	199,200	195,544	3,656	98.20%																						

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>る、いずれも契約時の見積数量が実際の業務数量を上回っており、結果として市においては実数以上の委託料を支払っていることになる。</p> <p>ただし、金額的には、過去4年度とも封入封緘数1件につき同単価であり、過去4年度の差異数量を乗じて計算しても金額的には些少ではあるが、根本的な問題として契約変更又は単価契約による実数精算をすることが可能でありながら年初契約の見積数量によって支払が行われることには問題がある。</p> <p>このような業務委託契約では、実数による精算を行うべきである。</p> <p>(結果2)</p> <p>○業者の見積りどおりの積算 (報告書80ページ)</p> <p>この業務委託契約は随意契約であり、随意契約理由にもあるとおり業者が特定されているため、収納課においてはその随意契約先である株式会社電算1社のみから積算のための見積書を徴し、設計額を算定している。</p> <p>そのなかで、当該業務委託中の各市税口座振替依頼書印刷費・折り費に関して、平成20年度から平成21年度にかけて業務単価が率にして約8%上昇している。</p> <p>その上昇理由に関して、特段の業者との折衝であるとか印刷業界の相場水準を確認しないまま随意契約先である業者見積りのみを拠所とした積算は問題である。</p> <p>最低限、長野市側での積算の段階において業界相場に適した積算であるかどうかを検証すべきである。</p> <p>(2) 督促状封入封緘業務委託</p> <p>○実数による精算を実施すべきもの (報告書81ページ)</p> <p>この業務委託に関しては、(1)の契約と同様、年度当初に年度中の封入封緘数を見積り、その見積り数に基づいて業務委託契約を締結している。したがって、年度末時点において把握可能な実際の業務委託の数量と年度当初の見積り数量には当然差異が生ずる。この差異を数値で示すと以下のとおりとなる。</p>	<p>業者見積りどおりの積算については、23年度より、他社からの見積りを徴収し業界の相場水準を把握することにより、業界相場と比較可能な設計額の積算を行うよう改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(収納課)</p> <p>実数による精算を実施すべきものについては、23年度業務委託契約分について、業務終了後契約変更により実数により精算を行うことで委託契約事業者と協議済みである。</p> <p style="text-align: right;">(収納課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																				
<p>(指摘事項) (続き)</p> <table border="1" data-bbox="231 456 858 580"> <thead> <tr> <th></th> <th>年初見積数量</th> <th>実数量</th> <th>差異</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年度</td> <td>127,000</td> <td>126,024</td> <td>976</td> <td>99.2%</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>127,000</td> <td>127,182</td> <td>△182</td> <td>100.1%</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>127,000</td> <td>125,752</td> <td>1,248</td> <td>99.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>このように、過去3年度の実績を確認したところ、(1)とは異なり、ほぼ契約時の見積数量と実際の業務数量が一致しており、平成20年度に至っては予定数量が実際数量を下回り、その部分は業者負担となっている。</p> <p>ただし、これは結果論であって、原則的には(1)同様、契約変更又は単価契約による実数精算をすることが可能でありながら年初契約の見積数量によって支払が行われることには問題があり、長野市・業者双方が納得できる契約形態とすべきである。</p> <p>(結果2)</p> <p>○成果及び必要性の検討 (報告書 81 ページ)</p> <p>この督促状に関する封入封緘の見積数は月によって封入封緘数が大きく変動する。具体的には4、5月の見込数量はそれぞれ100件である(実数量もほぼ同数である)のに対し、6月は見込数量37,000件弱と一気に跳ね上がる。このように、過渡期と閑散期の格差が大きいケースについて、すべて業者委託することはかえって非効率である。</p> <p>見込件数の月別状況を確認すると、4月100件、5月100件、10月300件、12月300件となっており、その他の月は見込件数が10,000件を超える。よって、この4つの月に関しては業務委託することなく、担当課である収納課で実施すべきである。</p> <p>※この指摘事項に関しては、収納課より平成23年度より改善する旨の報告を受けている。</p> <p>○業者の見積りどおりの積算 (報告書 81 ページ)</p> <p>(1) 同様、この業務委託契約も随意契約であり、業者が特定されているため、収納課においてはその随意契約先である株式会社電算1社のみから積算のための見積書を徴し、設計額を算定している。</p>		年初見積数量	実数量	差異	実施率	21年度	127,000	126,024	976	99.2%	20年度	127,000	127,182	△182	100.1%	19年度	127,000	125,752	1,248	99.0%	<p>措置（改善）状況</p> <p>成果及び必要性の検討については、23年度業務委託契約において、4、5月は契約から除き、10月、12月についても収納課で実施する予定である。 (収納課)</p> <p>24年度予算策定より、他社からの見積りを徴収し業界の相場水準を把握することにより、業界相場と比較可能な設計額の積算を行うよう改善を図る。 (収納課)</p>
	年初見積数量	実数量	差異	実施率																	
21年度	127,000	126,024	976	99.2%																	
20年度	127,000	127,182	△182	100.1%																	
19年度	127,000	125,752	1,248	99.0%																	

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																																		
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>そのなかで、当該業務委託中の督促状に係る窓空き封筒作成費に関して、平成20年度から平成21年度にかけて業務単価が率にして約8%上昇している。</p> <p>その上昇理由に関して、特段の業者との折衝であるとか印刷業界の相場水準を確認しないまま随意契約先である業者見積りのみを拠所とした積算は問題である。</p> <p>(1) 同様、最低限長野市側での積算の段階において業界相場に適した積算であるかどうかを検証すべきである。</p> <p>8. 生活部市民課</p> <p>(1) 長野市斎場火葬業務委託</p> <p>○一式〇〇円の形の積算</p> <p style="text-align: right;">(報告書 82 ページ)</p> <p>当該業務委託に関する平成 21 年度及び 22 年度の積算の一部は以下のとおりとなっている。</p> <table border="1" data-bbox="162 1198 874 1344"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">平成21年度積算額(円)</th> <th colspan="3">平成22年度積算額(円)</th> </tr> <tr> <th>単価</th> <th>数量</th> <th>合計</th> <th>単価</th> <th>数量</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務用品、消耗品</td> <td></td> <td>一式</td> <td>400,000</td> <td></td> <td>一式</td> <td>360,000</td> </tr> <tr> <td>教育指導費</td> <td></td> <td>一式</td> <td>300,000</td> <td></td> <td>一式</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td></td> <td>一式</td> <td>600,000</td> <td></td> <td>一式</td> <td>1,200,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり、間接的経費（消耗品費、教育指導費、諸経費）は業者見積金額と全く同一額ではないものの、ラウンドナンバーのいわゆる「〇〇一式」といった非常に抽象的な積算となっている。</p> <p>中でも「教育指導費」は平成21年度より追加されたものであるが、業者見積りに基づいて担当課において同額を積算しているのみであって具体的な詳細は不明である。</p> <p>また、当該間接的経費について、平成 22 年度の積算書と比較すると上記のとおりであるが、特に顕著な問題として平成 22 年度の積算では諸経費が倍増している。この増額された金額の意味は冬期の早朝雪かき、落雪処理等の対応に必要な時間外手当部分を含んでいるとのことであるが、それならば人件費として積算すべき内容であり、他の項目に丸め込むのは大きな問題である。平成 21 年度から 22 年度にかけて人件費の積算は減額されているが、この時間外手当部分が諸経費に包括</p>		平成21年度積算額(円)			平成22年度積算額(円)			単価	数量	合計	単価	数量	合計	事務用品、消耗品		一式	400,000		一式	360,000	教育指導費		一式	300,000		一式	300,000	諸経費		一式	600,000		一式	1,200,000	<p>長野市斎場火葬業務委託については、指摘された適切な費目での積算や、ラウンドナンバーの「一式」形式から、各費目について、「単価×数量」での経費積算をすることで改善を図り、平成 23 年度契約分から反映した。</p> <p>また、「諸経費」のうち、時間外手当についても、適正な費目である人件費として積算した。</p> <p style="text-align: right;">(市民課)</p>
		平成21年度積算額(円)			平成22年度積算額(円)																														
	単価	数量	合計	単価	数量	合計																													
事務用品、消耗品		一式	400,000		一式	360,000																													
教育指導費		一式	300,000		一式	300,000																													
諸経費		一式	600,000		一式	1,200,000																													

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>されてしまえば積算上減額されていても見かけ上の減額であり、実態と乖離することになる。</p> <p>これらのことから、間接経費の積算に関しては、実際の業務を行っている随意契約先業者の見積書を徴したならばその内容の詳細を検証し、原則的に「単価×数量」で積算すべきである。また、「単価×数量」の算定方法が相応しくない諸経費については、この諸経費を除いたところの積算額合計に一定基準の率を乗じて算定するなど、毎期の積算合計額に占める諸経費の割合が変動しないよう合理的な算定をすべきである。</p> <p>(2) 合併に伴う戸籍システム・データ統合整備業務委託 (結果 1)</p> <p>○標準単価に比べて割高な単価による積算 (報告書85ページ)</p> <p>戸籍システムを提供するベンダーについては、法務省が公開している標準仕様書及び事務を行う市町村の現場での知識が求められるが、他の業務の内容は、システムのデータ移行業務であり、格別高度な専門性を必要としない業務であると理解される。しかし、積算は、特定業者の見積単価を用いて行われている。一般に実施されているシステムのデータ移行業務の技術者の時間単価の適用に当たっては、随意契約であるからといって特定業者の見積単価を使用して積算するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。</p> <p>また、サーバデータ作業を除く単価はすべてSE単価になっているが、作業によってSEでなくても可能な業務も含まれていると考えられる。積算に際してSEによる作業が必要な項目とそれ以外の項目を明示した資料の提出を要求し、作業区分ごとに適切な標準時間単価を基礎にして積算を行う必要がある。</p> <p>SE単価として標準時間単価ではなく業者の見積単価を使用していることにより割高になっている金額を試算すると以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">札幌市のシステムエンジニア 1 とシステムエ</p>	<p>措置（改善）状況</p> <p>当該業務委託は、長野市と信州新町・中条村との合併に伴い、各町村で使用していた戸籍システム・データを長野市のシステム・データに統合整備したものである。その委託料の積算に当たり、実績のある事業者からの見積単価を使用したことに対し指摘されたものであった。</p> <p>そこで、平成 23 年度以降に同様の業務委託を契約する際には、適切な民間の開発単価と業者見積単価を比較し、安価である単価を価格積算単価とする見直しを行うこととした。</p> <p>また、当該委託業務の中には、SE でなくても作業可能な業務も含まれていることから、データ移行業務との分割により改善を図ることとした。</p> <p style="text-align: right;">(市民課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>エンジニア 2 の平均を使用した場合 過大金額 30,162 千円</p> <p>名古屋市のシステムエンジニア 1 とシステム エンジニア 2 の平均を使用した場合 過大金額 24,054 千円</p> <p>(3) 戸籍システム住居表示対応業務委託 (結果 1) ○標準単価に比べて割高な単価による積算 (報告書87ページ)</p> <p>戸籍システムを提供するベンダーについては 法務省が公開している標準仕様書及び事務を行 う市町村の現場での知識が求められるが、他の業 務の内容は新住居表示に伴うシステム対応業務 であり、格別高度な専門性を必要としない業務と 理解される。しかし、積算は、特定業者の見積単 価を用いて行われている。一般に実施されている システムのデータ移行業務の技術者の時間単価 の適用に当たっては、随意契約であるからとい って特定業者の見積単価を使用して積算するのは 適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載され ている標準時間単価を基礎にして積算すべきで ある。</p> <p>また、単価はすべてSE単価になっているが、作 業によってSEでなくても可能な業務も含まれて いると考えられる。積算に際してSEによる作業が 必要な項目とそれ以外の項目を明示した資料の 提出を要求し、作業区分ごとに適切な標準時間 単価を基礎にして積算を行う必要がある。 SE単価として標準時間単価ではなく業者の見積 単価を使用していることにより割高になってい る金額を試算すると以下のとおりである。</p> <p>札幌市のシステムエンジニア 1 とシステムエ ンジニア 2 の平均を使用した場合 過大金額 546 千円</p> <p>名古屋市のシステムエンジニア 1 とシステム エンジニア 2 の平均を使用した場合 過大金額 391 千円</p>	<p>当該業務委託は、新諏訪住居表示実施 に伴う行政区画変更処理、各種通知書の 出力等のシステム対応を目的としたもの である。その委託料の積算に当たり、特 定の事業者からの見積単価を使用したこ とに対し指摘されたものであった。</p> <p>そこで、平成 23 年度以降に同様の業務 委託を契約する際には、適切な民間の開 発単価と業者見積単価を比較し、安価な 単価を価格積算単価とする見直しを行う こととした。</p> <p>また、当該委託業務の中には、SE で なくとも作業可能な業務も含まれてい ることから、データ移行業務との分割によ り改善を図ることとした。</p> <p style="text-align: right;">(市民課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>9. 生活部医療事業課</p> <p>(2) 可搬式循環器超音波診断装置、超音波診断システム、高圧蒸気滅菌装置</p> <p>(結果)</p> <p>○選定における価格に関する問題 (報告書89ページ)</p> <p>この物品購入に関しては、長野市民病院内の機器選定委員会（病院長、副院長、看護部長、事務部長その他）の協議により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式循環器超音波診断装置…GEメディカルシステム社製 ・超音波診断システム…アロカ社製 ・高圧蒸気滅菌装置…サクラ精機社製の機種が選定され、購入に至っている。 <p>その協議に際しては、当該メーカー以外のメーカーとして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬式循環器超音波診断装置…ソノサイト社、シーメンス社 ・超音波診断システム…GE社、東芝 ・高圧蒸気滅菌装置…三浦工業社、ゲティンゲ・ジャパン社 <p>製の同種機器も検討の対象となっており、それぞれの機能が一覧で対比できる対比表が作成されているのであるが、その検証項目が大きく「基本性能と機能」及び「外装性能」といった部分のみであって、価格面等経済性の観点では検討がなされていない。</p> <p>確かに市民の命や健康が何より最優先であることは間違いないが、長野市民病院の財務内容から鑑みると、機器導入に当たり経済性に関する検討がなされないのは問題である。前述のとおり、地方公営企業法により当該事例のような医療機器は、(1) 同様長野市議会の承認を得ずとも購入できるものであることからしても、院内での機器選定委員会及び担当課である医療事業課が起案する段階において経済性を含めて検討すべきである。</p> <p>平成21年度長野市病院事業会計決算書によると累積欠損金額は約21億4千万円であるので、その点から考えても適切な対応が必要である。</p>	<p>医療機器の選定において、機種の比較検討を行う際には性能に加え、価格についても比較をするものとし、院内での機器選定委員会及び担当課である医療事業課が起案する段階において、経済性を含めて総合的に判断をすることによって改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(医療事業課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>10. 保健福祉部介護保険課</p> <p>(1) 平成 21 年度介護保険システム制度改正対応業務 (結果 1)</p> <p>○人工で値引き部分の調整が行われている積算 (報告書91ページ)</p> <p>本件では、表 2 のように、値引き後の金額を見積り（値引き前）の単価で除して計算される数量（人工）で積算書の数量を求めている。（SEA2.3 人月→1.5 人月、PGA0.7 人月→0.5 人月） 値引きが行われても工数自体は変わらないであるから、数量ではなく単価で調整すべきである。工数で調整すると実績報告と照合し検討する際に不都合が生じる結果となる。積算の形式を他の課と同様にすべきである。 仮に数量を変更せずに値引きを単価に反映させた場合のSEA 単価PGA 単価は統一単価とほぼ同額となっている。 標準単価の使用については次に述べる。 (表 2 は省略)</p> <p>(結果 2)</p> <p>○標準単価に比べて割高な単価による積算 (報告書91ページ)</p> <p>本件の業務の内容は特殊なものではなく、制度改正に伴い行われる情報システムの修正業務であると認められるが、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価ではなく、随意契約先の見積単価によって積算している。本件の業務は一般的に行われている情報システムの修正業務と認められるので、随意契約先の見積単価を適用するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。 標準的な単価を使用して、随意契約先の見積単価による積算金額との差額（過大積算金額）を試算すると以下のとおりである。 札幌市のソフトウェア開発業者（プロジェクトマネージャー、システムエンジニア 1、システムエンジニア 2 の平均）を使用した場合 過大積算金額 SEA 492 千円 PGA 134 千円 合計 627 千円 名古屋市のソフトウェア開発業者の平均（同上）を使用した場合 過大積算金額 SEA 268 千円</p>	<p>「人工で値引き部分の調整が行われている積算」については、値引き分の割落し率を誤って人工に乗じて積算してしまったことが原因である。 今後同様の委託契約を結ぶ必要が生じた場合は、全体の値引き後金額を値引き前の数量で除すことにより調整した単価で積算書を作成することとした。 なお、類似の委託契約については、23 年度の契約から上記の方法で積算書を作成している。 (介護保険課)</p> <p>「標準単価に比べて割高な単価による積算」については、他の資料等に掲載されている標準時間単価との比較をせず、業者の作成した見積書の単価を使用してしまったことが原因である。 今後同様の委託契約を結ぶ必要が生じた場合は、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算書を作成することとした。 なお、類似の委託契約については、23 年度の契約から上記の方法で積算書を作成している。 (介護保険課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p style="text-align: center;">PGA 176 千円 合計 445 千円</p> <p>(2) 平成 21 年度介護保険システム運用支援業務委託 (結果 1)</p> <p>○人工で値引き部分の調整が行われている積算 (報告書93ページ)</p> <p>本件では、表 2 のように、値引き後（担当課による査定部分も含む）の金額を見積り（値引き前）の単価で除して計算される数量（人工）で積算書の数量を求めている。（SEA1.2 人月→0.9 人月）</p> <p>値引きや査定が行われても工数自体は変わらないのであるから、数量ではなく単価で調整すべきである。工数で調整すると実績報告と照合し検討する際に不都合が生じる結果となる。積算の形式を他の課と同様にすべきである。</p> <p>標準単価については次に述べる。 (表 2 は省略)</p> <p>(結果 2)</p> <p>○標準単価に比べて割高な単価による積算 (報告書93ページ)</p> <p>本件の業務の内容は格別高度な専門性を要する特殊なものではなく、一般的に行われている情報システムの運用支援業務であると認められるが、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価ではなく随意契約先の見積単価によって積算している。したがって、随意契約先の見積単価を適用するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。</p> <p>標準的な単価を使用して、随意契約先の見積単価による積算金額との差額（過大積算金額）を試算すると以下のとおりである。</p> <p style="margin-left: 40px;">札幌市のシステム運用技術者（注）の 1 と 2 の平均を使用した場合 過大積算金額 SEA 373 千円</p> <p style="margin-left: 40px;">名古屋市のシステム運用技術者の 1 と 2 の平均を使用した場合</p>	<p style="text-align: center;">措置（改善）状況</p> <p>「人工で値引き部分の調整が行われている積算」については、値引き分の割落し率を誤って人工に乗じて積算してしまったことが原因である。</p> <p>23 年度の契約からは、全体の値引き後金額を値引き前の数量で除すことにより調整した単価で積算書を作成するよう改善した。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p> <p>標準単価に比べて割高な単価による積算」については、他の資料等に掲載されている標準時間単価との比較をせず、業者の作成した見積書の単価を使用してしまったことが原因である。</p> <p>23 年度の契約からは、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算書を作成するよう改善した。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況									
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>過大積算金額 SEA 345 千円</p> <p>(3) 平成 21 年度介護保険システム合併対応業務委託 (結果 1)</p> <p>○人工で値引き部分の調整が行われている積算 (報告書95ページ)</p> <p>本件では、表 2 のように、値引き後（担当課による査定部分も含む）の金額を見積り（値引き前）の単価で除して計算される数量（人工）で積算書の数量を求めている。（SEA26.6 人月→18 人月、PGA3.2→2.7 人月）</p> <p>値引きや査定が行われても工数自体は変わらないのであるから、数量ではなく単価で調整すべきである。工数で調整すると実績報告と照合し検討する際に不都合が生じる結果となる。積算の形式を他の課と同様にすべきである。</p> <p>なお、本件の場合、数量（工数）を見積書どおりとし、単価を統一的な単価で試算すると、積算書金額（設計額）よりも412 千円低く計算される。積算書の金額が同額過大に積算されていたことになる。</p> <p>標準単価の問題については次に述べる。 (表 2 は省略)</p> <p>(結果 2)</p> <p>○標準単価に比べて割高な単価による積算 (報告書95ページ)</p> <p>本件の業務の内容は格別高度な専門性を有する特殊なものではなく、一般的に行われているシステムのデータ統合業務であると認められるにもかかわらず、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価ではなく随意契約先の見積単価によって積算している。随意契約先の見積単価を適用するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。</p> <p>標準的な単価を使用して、随意契約先の見積単価による積算金額との差額（過大積算金額）を試算すると以下のとおりである。</p> <p>札幌市のソフトウェア開発業者の平均 E を使用した場合</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>過大積算金額</td> <td>SEA</td> <td>5,700 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>PGA</td> <td>616 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>6,317 千円</td> </tr> </table>	過大積算金額	SEA	5,700 千円		PGA	616 千円		合計	6,317 千円	<p>措置（改善）状況</p> <p>「人工で値引き部分の調整が行われている積算」については、値引き分の割落し率を誤って人工に乗じて積算してしまったことが原因である。</p> <p>今後同様の委託契約を結ぶ必要が生じた場合は、全体の値引き後金額を値引き前の数量で除すことにより調整した単価で積算書を作成することとした。</p> <p>なお、類似の委託契約については、23 年度の契約から上記の方法で積算書を作成している。 (介護保険課)</p> <p>「標準単価に比べて割高な単価による積算」については、他の資料等に掲載されている標準時間単価との比較をせず、業者の作成した見積書の単価を使用してしまったことが原因である。</p> <p>今後同様の委託契約を結ぶ必要が生じた場合は、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算書を作成することとした。</p> <p>なお、類似の委託契約については、23 年度の契約から上記の方法で積算書を作成している。 (介護保険課)</p>
過大積算金額	SEA	5,700 千円								
	PGA	616 千円								
	合計	6,317 千円								

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>名古屋市のソフトウェア開発業者の平均Eを使用した場合</p> <p>過大積算金額 SEA 3,109 千円 PGA 376千円 合計 3,486 千円</p> <p>11. 保健福祉部障害福祉課</p> <p>(1) 平成 21 年度 障害福祉システム制度対応 (結果 1)</p> <p>○積算における価格に関する問題 (報告書97ページ)</p> <p>本契約では、積算書の項目は下記の 2 項目に分かれており、1 については単価×数量の形式で積算され、2 については 1 式いくらの形式で積算されているが、値引金額と査定額（見積り価格と設計額の差）をすべて 2. H21 障害自立支援情報提供サービスE（表 1、2 ではその他項目）の金額から控除している。結果として 1 の積算単価は業者の見積もり単価のままになっており、統一的単価の金額と大きく乖離してしまっている。これでは項目 1 が過大に、項目 2 が過少に積算され、次年度以降の参考資料にもなる積算資料として適切ではない。実態に合った積算を行う必要がある。</p> <p>また、監査において見積書を依頼したが破棄されており、再度業者より入手している。次年度以降の参考資料として利用するためにも保管すべきであろう。</p> <p>尚、標準単価の使用については次に述べる。</p> <p>積算書の項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害福祉システム制度改正 単価×数量 2. H21 障害自立支援情報提供サービス E 1 式 <p>(結果 2)</p> <p>○標準単価に比べて割高な単価による積算 (報告書97ページ)</p> <p>本契約の業務の内容は特殊なものではなく、基準改正に伴うパッケージシステムの修正業務であると認められるが、市販の積算参考資料等に掲</p>	<p>措置（改善）状況</p> <p>パッケージシステムを改修するため、作業面に関わる項目 1 については作業量等については変わりがないため、項目 2 についてのみ値引きの対象として積算した。</p> <p>今後、同様の業務委託が発生した場合、項目ごとに値引き金額を算定し実態に合った積算とする。</p> <p>なお、徴取した見積書は参考資料として添付していく。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p> <p>今後、同様の業務委託が発生した場合、市販の積算参考資料等を参考に委託先企業の技術者数等を考慮した標準時間単価により積算する。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																																																			
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>載されている標準時間単価ではなく、随意契約先の見積単価によって積算している。したがって、随意契約先の見積単価を適用するのは適切ではなく、市販の積算参考資料等に掲載されている標準時間単価を基礎にして積算すべきである。標準的な単価を使用して、随意契約先の見積単価による積算金額との差額（過大積算金額）を試算すると以下のとおりである。</p> <p>札幌市のソフトウェア開発業者の平均Eを使用した場合</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>過大積算金額</td> <td>SEA</td> <td>557千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>PGA</td> <td>57千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>615千円</td> </tr> </table> <p>名古屋市のソフトウェア開発業者の平均Eを使用した場合</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>過大積算金額</td> <td>SEA</td> <td>303千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>PGA</td> <td>35千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>339千円</td> </tr> </table> <p>12. 保健福祉部保育家庭支援課</p> <p>(1) 次世代育成支援行動計画（後期計画）策定業務（結果1）</p> <p>○随意契約とする理由についての検討が不十分である問題</p> <p style="text-align: right;">(報告書99ページ)</p> <p>この業務委託の随意契約理由は前述のとおりである。確かに通常このようなケースでは当該理由のとおり分析にかかる時間やコストについて他業者が請け負う場合に比べて軽減できると考えられるのだが、実際の積算を確認すると以下のようになっている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目・摘要</th> <th style="text-align: center;">主任研究員</th> <th style="text-align: center;">研究員</th> </tr> <tr> <td></td> <th colspan="2" style="text-align: center;">単位：人日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①基礎調査の実施及び課題のとりまとめ</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>②子育て支援施策の評価・まとめ</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>③潜在的ニーズ量及び定量的目標値等の検討・設定</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>④後期行動計画(素案)の作成</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>⑤後期行動計画の作成</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">9</td> </tr> <tr> <td>⑥策定組織の運営支援(会議録作成含む)</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>⑦一般管理費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧印刷製本費(本編200部、概要版500部)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(千円未満切捨て)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり、積算は主任研究員と一般研究員の業務遂行上の所要日数を基に、国土交通省の平</p>	過大積算金額	SEA	557千円		PGA	57千円		合計	615千円	過大積算金額	SEA	303千円		PGA	35千円		合計	339千円	項目・摘要	主任研究員	研究員		単位：人日		①基礎調査の実施及び課題のとりまとめ	2	3	②子育て支援施策の評価・まとめ	3	3	③潜在的ニーズ量及び定量的目標値等の検討・設定	3	4	④後期行動計画(素案)の作成	5	6	⑤後期行動計画の作成	7	9	⑥策定組織の運営支援(会議録作成含む)	3	21	⑦一般管理費			⑧印刷製本費(本編200部、概要版500部)			合計(千円未満切捨て)			<p>次世代育成支援行動計画（後期計画）策定業務については、ニーズ調査の解析等の業務も含まれている。2,033 件のニーズ調査回答書の解析については、前回のデータや実績、更には専門的な技術・知識を持っている事業者と随意契約をした方が相当の経費節減が見込まれるために随意契約とした。</p> <p>平成 27 年度以降に新しい行動計画を策定する場合には、競争入札も含めて検討する。</p> <p style="text-align: right;">(保育家庭支援課)</p>
過大積算金額	SEA	557千円																																																		
	PGA	57千円																																																		
	合計	615千円																																																		
過大積算金額	SEA	303千円																																																		
	PGA	35千円																																																		
	合計	339千円																																																		
項目・摘要	主任研究員	研究員																																																		
	単位：人日																																																			
①基礎調査の実施及び課題のとりまとめ	2	3																																																		
②子育て支援施策の評価・まとめ	3	3																																																		
③潜在的ニーズ量及び定量的目標値等の検討・設定	3	4																																																		
④後期行動計画(素案)の作成	5	6																																																		
⑤後期行動計画の作成	7	9																																																		
⑥策定組織の運営支援(会議録作成含む)	3	21																																																		
⑦一般管理費																																																				
⑧印刷製本費(本編200部、概要版500部)																																																				
合計(千円未満切捨て)																																																				

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>記のように規定されている。</p> <p>乙（受注者）は、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権を当該著作物の引渡し時に甲（長野市）に無償で譲渡するものとする。</p> <p>以上の事実から判断すると、受託者は長野市からこのパンフレット作成に関する企画デザインから印刷製本まで一連の業務を受託し、成果物を長野市に納入する契約を交わしており、業務の結果生じた著作権は著作物引渡しと同時に長野市に帰属するということであると解することができる。</p> <p>しかし、この無形財産である著作権の権利は長野市に帰属することが明確であるものの、オフセット印刷に欠かせないいわゆる版そのものの所有権はいずれにあるのかは明確にされていない。</p> <p>過去の判例では、ある出版社がかつて住宅専門誌の印刷業務を発注した印刷会社に対し、再版を依頼したところ、印刷会社が既に製版フィルムを廃棄してしまっていたため、出版社はこれにより損害を被ったとして、印刷会社を提訴した事件（東京地裁 平成13年7月9日結審）があるが、この判決では請負人（印刷会社）が請け負った仕事をする過程で自己の材料を使用して作成した物品（以下「中間生成物」という）は、それ自体として請負の目的物ではないから、契約当事者間で別異の合意をするなど特段の事情がない限り、その所有権は請負人に帰属し、請負人がこれを注文者（出版社）に引き渡す義務はないとしている。</p> <p>これを踏まえて本件を検討すると、仕様書や契約書に当該中間生成物の所有に関する定めはないと解され、上記判例のとおり解釈した場合、中間生成物の所有権は蔦友印刷㈱に帰属する可能性が極めて高く、随意契約理由である「版を持っている業者と随意契約したい」という理由は誤りではないと解釈できる。</p> <p>しかしながら、平成 16 年度契約時の入札状況から鑑みるに、当該中間生成物の所有権に関する明確な考え方が示されていない点及び指名され</p>	

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>た業者の入札額にバラツキがある点等から調査すると、この中間生成物の所有権について応札各社の認識が統一されていたのかどうかは甚だ疑問であるし、再版が予測できる印刷物であり、かつ中間生成物の所有権がその仕様書等の曖昧さから請負人に帰属する可能性が極めて高いことから考えると、初版に関する業務委託の入札を低額にして落札し、その後の再版を随意契約で受注できれば受注業者は再版の業務を請け負うたびに競争入札における競争の襍ぎを受けずに業務を受注することができる余地を与えてしまう。さらに、後述の表に記しているが、初版の際の契約単価に比べ、6 年が経過した平成 21 年度の契約単価指数は 1.12 となっており、請負人において版制作費用がかかる初期段階の費用を後の随意契約によって事実上回収しているとも解釈できうる状態となっている。</p> <p>このような事態を回避するには、①今後初版の際に作成される当該中間生成物の所有権を長野市に帰属させることを前提とした仕様とし、その前提で積算を行い、その後の再版時にも原則である競争入札での契約が可能な取扱いをするか、②中間生成物の所有権は業者に帰属するとする場合で再版時にやむを得ず随意契約となる場合には、初版の際に作成される中間生成物の積算金額を把握しておき、再販時には初版の時に比べて中間生成物の積算金額相当額が節減されていることを確認するか、どちらかが必要である。</p> <p>また、随意契約においては他者の競争がないため、競争入札の場合の競争性に代替する手段として競争入札における平均的な落札率を設計額に乗じた予定価格を設定するなどの措置が必要である。</p>	

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																																										
<p>(指摘事項)</p> <p>(結果 2)</p> <p>○随意契約とする理由についての検討が不十分である問題</p> <p style="text-align: right;">(報告書103ページ)</p> <p>当該業務の積算に当たり、担当課では第 2 版作成時より業者見積における単価から一定額の減額を行うなどの方法で積算しており、随意契約によって平成 21 年度まで増刷しながら現在に至っている。初版から平成 21 年度までの推移概要は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="183 896 858 1093"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>版</th> <th>ページ数</th> <th>設計単価指数</th> <th>契約単価指数</th> <th>部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度</td> <td>初版</td> <td>44</td> <td>※1.00</td> <td>1</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>増刷</td> <td>44</td> <td>1</td> <td>0.96</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>第2版</td> <td>44</td> <td>1.08</td> <td>1.04</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>第3版</td> <td>44</td> <td>1.08</td> <td>1.04</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>第4版</td> <td>48</td> <td>1.16</td> <td>1.06</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>第5版</td> <td>52</td> <td>1.23</td> <td>1.12</td> <td>12,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成16年度の設計単価は当初契約時の一冊当たりの単価であり、その後契約変更になっている。 ※平成16年度の設計指数と契約指数を1.00としている。</p> <p>平成21年度の契約単価は過去 6 年度中最も高額であり、随意契約理由にある「単価を抑える」結果に結びついていないように思える。</p> <p>ただ、単価上昇については、今回の当該パンフレットのページ数の増加や作成部数が1,000部減少していること、印刷用紙の価格上昇が想定されることといったそれを裏付ける背景があることも事実である。</p> <p>しかし、担当課での積算した単価というのは、そういった諸々の状況を検討して設定した単価でなければならない。これは長野市契約規則第12条②に、予定価格を定める場合は、あらかじめ仕様書、設計書、物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮して、適正に定めなければならないとされている。</p> <p>「単価を抑えるため、原稿の版を持っている業者と随意契約したい。」というのが、随意契約の理由の一つになっている以上、原稿の版を業者が持っていることによる節減額可能額を把握し、市の主導で積算金額に反映させる必要がある。</p>	年度	版	ページ数	設計単価指数	契約単価指数	部数	平成16年度	初版	44	※1.00	1	20,000	平成16年度	増刷	44	1	0.96	15,000	平成18年度	第2版	44	1.08	1.04	14,000	平成19年度	第3版	44	1.08	1.04	13,000	平成20年度	第4版	48	1.16	1.06	13,000	平成21年度	第5版	52	1.23	1.12	12,000	<p>平成 23 年度版長野市子育てガイドブックから、競争入札とする。 (保育家庭支援課)</p>
年度	版	ページ数	設計単価指数	契約単価指数	部数																																						
平成16年度	初版	44	※1.00	1	20,000																																						
平成16年度	増刷	44	1	0.96	15,000																																						
平成18年度	第2版	44	1.08	1.04	14,000																																						
平成19年度	第3版	44	1.08	1.04	13,000																																						
平成20年度	第4版	48	1.16	1.06	13,000																																						
平成21年度	第5版	52	1.23	1.12	12,000																																						

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>17. 環境部生活環境課</p> <p>(1) 長野市家庭ごみ・資源物収集運搬業務委託 (結果 1)</p> <p>○随意契約とする理由について検討が不十分である問題</p> <p>① 廃掃法（施行令）に関する問題 (報告書113ページ)</p> <p>本業務委託は一般廃棄物の収集、運搬又は処理を私人に委託することができる旨を規定した廃掃法に基づいており、同法施行令第4条の1第1項にはその要件として「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有するものであること。」と規定されている。本業務委託についても同法令に基づき、担当課において業務遂行上必要な施設、人員、財政的基礎を調査した結果他の業者では同法令の基準を満たす業者が存在しないことをもって、上記組合への随意契約理由としている。</p> <p>そのなかで、検証が必要な3要素（施設、人員、財政的基礎）に関する資料は、担当課が契約課に対して随意契約を申出の際の最新情報に基づいてなされなければならないが、財政的基礎の確認資料である財務諸表については担当課が独自に入手している資料ではなく、契約課への入札参加資格審査申請書（隔年提出）の添付資料である財務諸表が引用されており、また他の業者が同法令の基準を満たすかどうかの検証のうち、施設（車両台数）については、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者に係る許可車両保有状況を基に行っている。</p> <p>また、財政的基礎を有しているかどうかの判断は契約課から引用した入札参加資格届の添付書類である決算報告書の保管をしているだけで具体的な検証は行われていないし、担当課へのヒアリングによっても何をもって財政的基礎を有するのかの明確な判断基準はないとのことである。</p> <p>したがって、同組合以外の業者が、現状の業務範囲を遂行するのに必要な施設（車両台数）</p>	<p>国等の基準を参考に具体的な判断基準を設けるとともに、組合の構成員である5社の財務内容及び組合の総会資料等を徴収し、財政的基礎の充足判定を行うことにより改善を図っていく。</p> <p>(生活環境課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>に対して、現時点において有している車両台数で考えた場合には不足しているため、同組合以外の業者が同法令の要件を“現状の業務範囲”では満たさないことは確認できても、同組合の財政的基礎に関する検証が明確にされていない状況下で同組合が同法令の要件を満たすと認定することには問題がある。</p> <p>そもそも、同法令の求めていることは、一般廃棄物の収集という業務の公共性から、業務の遂行の適正を重視しているのであり、財政的基礎が不十分であることを原因として収集業務を中断するなど、収集業務に支障をきたさないようにするものであると解される。また、同法令第4条第3項には受託者の要件として「受託者が自ら受託業務を実施する者であること」というものがあり、条文どおりに解釈すれば事業協同組合が自ら受託業務を実施しないのであるから同法令に反するのであるが、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課基準係では、その解釈について、平成17年5月16日付で、「事業協同組合が市町村との間で一般廃棄物の処理に係る契約を締結し、事業協同組合に所属する組合員に業務処理を割り振って、組合が当該処理業務を実施する場合には、その組合に所属する組合員をその処理業務の実質的な「受託者」として取り扱うことが可能であれば同法令に抵触しない」と通知を発している。</p> <p>となれば、当該業務委託の実質的な運営者は同組合そのものではなく構成員たる5社の組合員企業と定義できなければ同法令に反するのであり、その定義上その組合員企業の財務内容を検証しなければ真に受託業務遂行に足りる財政的基礎を有しているとは判断できないはずである。担当課へのヒアリングによると、同組合の登記簿謄本や決算報告書は保管されているものの、組合員企業に関するこれらの保管資料は特にないとのことである。</p> <p>よって、同法令の要件を満たすかどうかの判断材料は担当課である生活環境課が独自に最新資料を入手すること及び財政的基礎の具体的な判断基準の明確化並びに組合員企業の財務諸表徴収によるその財政的基礎の充足判定を行うべ</p>	

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>きである。 また、同組合の定時総会資料も徴収しておく必要もあると考える。</p> <p>② 26種類の収集パターンと組合員企業の担当エリア (報告書114ページ)</p> <p>現在、旧長野市内の家庭ごみ収集に関しては26種類の収集パターンがあり、市民もその居住地ごと決められた収集日に決められた種類のごみを出している。この26種類のパターンそのものは長野市が決めており、その収集パターンにあわせて同組合が業務分担をし、長野市に申出たものにより毎年度「家庭ごみ収集計画表」が作成され、実際の収集が行われている。この「家庭ごみ収集計画表」には26の地区ごとに組合員企業5社のどの社が何曜日にどの種類のごみを収集するかが明確にされている。</p> <p>この計画表を確認すると、同一地区でも複数の組合員企業が入り混じって収集する場合もあるが、単一の組合員企業のみが収集している場合もある。中心市街地近郊の収集は比較的前者の例が多いが、芋井地区、信更地区は単一の組合員企業が収集しており、他の郊外地区も2社程度で収集している例がある。</p> <p>上記の随意契約理由には「組合内5社で品目ごとに複雑な担当エリアを定め」「現在の26種類の収集パターン（収集エリア、曜日）を見直すには、ごみ搬入量の均等化を図るためにも大変な作業であり、市民生活に直接影響があることから単純にエリアを分割し数社に発注するには難しい状況」となっているが、すべてのエリアについて該当してはならず、特に郊外地区は該当しないと思われる。</p> <p>これらの郊外地区は競争入札が実施されている豊野地区や中条地区のように本業務委託と切り離し、別途競争入札を実施することは十分可能であると思われる。</p>	<p>現在の地区を分割して発注する場合、収集車両台数が現在より増えることから、委託費用の増加及び清掃センター設置地元地区の周辺環境の悪化並びに清掃センター内の混雑等が予想されるため、エリアを分割することは困難である。 (生活環境課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況														
<p>(指摘事項)</p> <p>③ 種類別収集の視点 (報告書115ページ)</p> <p>上記随意契約理由にある「現在の26種類の収集パターン（収集エリア、曜日）を見直すには、ごみ搬入量の均等化を図るためにも大変な作業であり、市民生活に直接影響があることから単純にエリアを分割し数社に発注するには難しい状況」については、その根底に競争入札移行＝収集パターン見直し という概念が働いていると思われる。しかし、競争入札に移行するからといって収集パターン見直しは必須なのかどうかと考えれば疑問符がつく。</p> <p>担当課確認によると、この収集業務が仮に単独での業務委託となっているならば、当該契約に関する収集エリア中の全部の可燃ごみだけを収集するのに必要な理論上の車両台数に対し、同組合以外の市内業者も 1 社のみではあるが現時点においてすでに車両保有台数の要件は満たしている。当然、廃掃法の要請により、このうえ人員基準、財務基準、さらに相当の経験を有する要件を充足することが必要となるが、この要件を充足すれば仮に収集パターンの見直しを行わない場合でも原則である競争入札への途が開くこととなり、地方自治法における「競争入札の原則導入」及び廃掃法における「一般廃棄物の収集という業務の公共性から、業務の遂行の適正」の双方の要請を満たすことになる。</p> <p>上記同様、現在の収集パターンを変更せず、種類別に区分した場合の車両台数基準を充足する市内業者数は次のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="263 1585 785 1805"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>充足業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラスチック製容器</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>不燃物</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>缶</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>ビン</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>紙</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在の収集パターンは地区ごとになっているが、他市町村では種類ごと又はその併用で収集業者を決めている例もある。</p> <p>このように、種類ごとによる収集を検討することにより競争入札の原則導入が可能になる余地があるものと考えられる。</p> <p>可燃物を扱う長野市一般廃棄物収集運搬業許</p>	種類	充足業者数	プラスチック製容器	2	不燃物	2	缶	10	ペットボトル	28	ビン	7	紙	3	<p>種類ごとによる収集を実施することが可能か、市民生活への影響や費用対効果等を考慮し、他市の状況を参考にしながら検討する。</p> <p>(生活環境課)</p>
種類	充足業者数														
プラスチック製容器	2														
不燃物	2														
缶	10														
ペットボトル	28														
ビン	7														
紙	3														

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>可業者は平成22年4月1日現在で約130弱存在する。このうち、同組合の組合員企業5社のみが家庭から排出される可燃ごみ収集業務を随意契約により継続的に受託している事実は平成14年度包括外部監査の指摘のとおり、新興・後発業者へ収集業務の参加機会を失わせる結果となる。</p> <p>一方、ごみの収集は1日たりとも停止できない重要度の高い業務であり、やみくもな競争原理を導入した結果市民が混乱してしまえば廃掃法の要請に反することとなる。</p> <p>難しい問題であるが、絶えずその両者の要請を統合する改善方策を担当課では検証する必要がある。担当課とすればごみの収集は正確性が大事というスタンスは理解できるところであるが、このスタンスに偏りすぎるのは問題であり、少なくとも随意契約ありきでの発想でこの問題に取り組むことは良くない。</p> <p>(結果2)</p> <p>○積算における価格に関する問題</p> <p>① 旧長野市地区と合併町村地区の人件費積算格差</p> <p style="text-align: right;">(報告書 116 ページ)</p> <p>平成 21 年度の旧長野市地区と合併町村地区（豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条）について、積算の基礎となるそれぞれの人件費単価（直接給＋間接給）指数（豊野地区を 1.0 とする）は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="193 1574 857 1794"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野</td> <td>1.17</td> </tr> <tr> <td>豊野</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>戸隠</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>鬼無里</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>大岡</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>信州新町</td> <td>0.98</td> </tr> <tr> <td>中条</td> <td>0.98</td> </tr> </tbody> </table> <p>※長野地区の計算は他地区のように直接給(人件費日額)に間接給(社会保険料)を加える方法と違い、直接給には給料、扶養手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、住宅手当、賞与が含まれ、間接給には社会保険料、退職金掛金、被服費、研修旅費、健康診断費が含まれている。これを年間勤務日数242日、1日当たり労働時間を8時間として時間給を算定している。</p> <p>※中条地区、信州新町地区は平成22年度より上記指数が豊野、大岡、戸隠、鬼無里各地区と一致している。</p> <p>このように、長野地区のみが他地区と比較して</p>	地区	指数	長野	1.17	豊野	1	戸隠	1	鬼無里	1	大岡	1	信州新町	0.98	中条	0.98	<p>長野地区と他地区の積算方法を統一する方向で検討する。</p> <p style="text-align: right;">(生活環境課)</p>
地区	指数																
長野	1.17																
豊野	1																
戸隠	1																
鬼無里	1																
大岡	1																
信州新町	0.98																
中条	0.98																

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>17%程度高い人件費単価で積算されている。この理由は長野地区に限って各種手当や退職金掛金等が積算されていることなどによる。</p> <p>担当課によると、この人件費積算方法の違いについて、長野地区は専用車で収集し、自分の担当が終了したら他の収集が遅れている箇所を助けに行くため収集に概ね 1 日かかり、社会保険料以外にも通勤費、賞与、退職金、研修費、被服費等を積算に組み込み、1つの産業として仕事をしているという観点で積算しているのに対し、他地域については必ずしも毎日収集業務があるわけではなく、1日かかるということはほとんどないことから、1つの産業というよりは時間割的（臨時的）な仕事という観点から積算しているため、委託業務に携わる時間以外は他の業務を行うことも可能であるという観点から日額に保険料を加え、長野市からの業務委託分の時間のみを積算しているとのことである。</p> <p>しかし、確かに収集用の車両は専用車（たとえば事業ごみの収集はできない）であるため長野地区と他地区の車両費の積算方法には違いがあっても理解できるが、長野地区の家庭ごみ収集に係る従事者は専任者だけでなく兼任者も存在するので上記のような理由で長野地区と他地区の積算方法を異にするのは問題である。</p> <p>また、担当課から長野地区の業務委託先である長野市委託浄掃事業協同組合へ退職金規定や研修旅費の対象となる研修規定の有無を照会してもらった結果、各組合員企業にはこれらの規定が存在するとの回答であったとのことであるが、各組合員企業ごとにその水準や内容は異なると考えられ、長野市が積算しているこれらの金額が単に同組合又は組合員企業の利益となってしまう可能性も否定できない。</p> <p>ましてや、この長野地区の契約は前述のとおり随意契約によって行われているのであるから、競争原理も働かず、ほぼ100%の落札率で同組合へ支払われることから考えるとさらに重要な問題である。</p> <p>長野地区以外の人件費積算基準と異なる方法を適用する特殊事情がない限り、統一した人件費積算を行うべきである。</p>	

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>② 間接給の積算について (報告書117ページ)</p> <p>間接給として積算されている社会保険料のなかに、介護保険料の積算部分が含まれている。介護保険料は満 40 歳以上の従業員について必要となる経費であるが、従事者の中には 40 歳未満の従事者も多数含まれている。健康保険や厚生年金と異なり一律に積算すべきでない。金額面では些少であるが、より正確な積算のために考慮する必要がある。</p> <p>③ 車両減価償却費の積算について (報告書117ページ)</p> <p>この業務委託に関する積算の項目は、大きく人件費と車両費である。その車両費の中で最も大きな金額を占めるのは車両の減価償却費である。この業務委託に関して必要となるパッカー車や平ボディ車の耐用年数は 4 年（税務基準と同一）であるため、車両の取得価額（実際の積算では取得価額から 10% の残存価格を控除した金額）を 4 等分した金額を年間の減価償却費として積算している。よって、この取得価額をいくらに設定するかが積算上重要である。</p> <p>長野市では従来からこの車両取得価額を 9,600 千円として積算が行われてきた（経緯は不明）。その後平成 19 年中に業者見積を徴した結果 8,300 千円の見積りであったため、平成 20 年度の積算は 8,300 千円によって行われ、翌 21 年度も同様の積算が行われた。</p> <p>しかし、平成 22 年度の予算申請の際、平成 19 年度からの業務内容に変化が認められないから車両代も平成 19 年当時の価格に据え置くべきとのことから、平成 22 年度から再び車両取得価額を 9,600 千円として車両減価償却費が積算された。</p> <p>そもそも平成 19 年当時の車両取得価額 9,600 千円というのは根拠が不明であり、その後の年度で実際徴収した見積金額 8,300 千円を上回る金額で積算する理由は理解し難い。</p> <p>また、実際担当課では組合員企業が車両を真に所有しているかどうかの裏付けとして車検証の写しの提出を受けているのであるから、その</p>	<p>満 40 歳以上の従業員は事業所毎にも異なる上に毎年変動する可能性があるため固定するのは困難であるが、他市の状況などを参考にして検討したい。 (生活環境課)</p> <p>指摘のとおり実際の取得価格を調査するなどして根拠を明確にしたい。 (生活環境課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>提出にあわせて実際の取得価額を調査すれば業者見積よりも正確な取得価額情報を得られる可能性が高いし、その結果積算も適正な金額とすることができると思われる。</p> <p>④ 車輛経費の積算について (報告書118ページ)</p> <p>車輛費のなかで、前項の減価償却費の次に大きい経費が燃料費である。この燃料費の積算方法は燃料単価×1日当たり走行距離×稼働日数÷燃費で行われている。</p> <p>このうち、燃料単価は変動の激しいものであるから、毎年度積算時の燃料代水準によって設定されているので問題ない。しかし、1日当たりの走行距離と燃費はここ何年も据え置かれている。</p> <p>1日当たりの走行距離は、過去何らかの方法で算出されたものと思われるが、その根拠は担当課でも不明である。</p> <p>この走行距離に関しては、特に長野地区の収集車は専用車両であるから他の用途に利用されることはないのであるから、単純にメーター実績から算出が可能であると思われる。</p> <p>燃費についても、走行距離同様何らかの方法で算出されたものと思われるが、車輛の積載量や性能、形式も変化していると思われるので、その仕様書等から検証し直すべきである。</p> <p>(3) 平成 22 年度資源物・ごみ収集カレンダー印刷 (結果)</p> <p>○成果および必要性の検討（必要数の検討） (報告書121ページ)</p> <p>各地区配布用及び各支所配布用の合計約171千枚の算定は、毎年8月に実施する各地区区長及び各支所からの必要枚数調査により行われている。その際、生活環境課ではその必要枚数の申出を原則そのまま採用し、増減が顕著な地区については、理由を確認することとしている。</p> <p>また、一括して作成するカレンダーの残存数の把握が制度化されていないため、どの位の残存数が生じたのか、又は不足数が生じたのか不</p>	<p>指摘のとおり前年実績を参考にするなどして再検証したい。</p> <p style="text-align: right;">(生活環境課)</p> <p>地区役員配布分については、住民票の有無にかかわらず各世帯に配布していただいているが、今後は住民記録台帳等の数字を参考にするなどして絶対必要数の検証を行い、残数を最小限にするよう努める。</p> <p>支所配布分の残数確認については、平成22年度分の残数を調査し、24年度以降の必要数に反映させるようにしたい。</p> <p style="text-align: right;">(生活環境課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>明である。</p> <p>因みに、平成22年8月1日現在の長野市の全世帯数と集積場の数からして各地区配布用はほぼ必要数と合致していると考えられる。また、担当課分については、前年度の残数を参考に必要数を定めている。しかしながら、支所保管分に関してはリアルタイムな残数確認もなされず、また前年度等のカレンダー残数から当年度の必要部数を検証するといった合理的確認も行われていないなど、必要部数の根拠も明確でないため作成部数が過剰となっている可能性がある。</p> <p>平成21年度の全カレンダー作成枚数は178,500枚であるが、平成22年2月に行われた生活環境課保管部分の残数確認においては合計で3,205枚であり、この上に各地区役員及び各支所保管分が存在するので実際の年度末残存数（翌年度に使い回しが出来ないため、結果的に廃棄数となる。以下同じ）はさらに多いと想定される。平成22年度においても12月の生活環境課の残数確認で4,811枚の残数となっており、やはりこの上に各地区役員及び各支所保管部分が存在する。</p> <p>したがって、地区役員配布分については上記のとおり年度ごとの相対比較で必要数の検証が行われているものの、数年に1度程度は地区ごとの世帯数及び集積所数から必要絶対数の検証も行う必要がある。各支所配布分に関しては、定期的な残数確認を行い、年度末残存数のデータから翌年度の必要数にフィードバックできる体制とすべきである。</p> <p>18. 環境部清掃センター</p> <p>(1) 平成 21 年度工事・業務委託設計積算基準 (結果1)</p> <p>○積算における価格に関する問題（直接工事費の材料費算定について）</p> <p style="text-align: right;">（報告書122ページ）</p> <p>清掃センター積算基準には、材料費に関し以下のように規定されている。</p> <p>機器、材料単価の採用順位は次のとおりとする。また、過去の事例等を参考にして決定することができる。</p>	<p>直接工事費の材料費算定について、清掃センターで必要とされる部材は、特注品のものが多くあり、この単価は、清掃センター積算基準における①建築物価、積算資料、②カタログでは把握ができないので、</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>① 建設物価、積算資料</p> <p>② カタログ×実勢掛け率 インターネットによるメーカー調査価格もカタログ価格と見なす。</p> <p>③ 見積りによる場合（原則として2社以上とする。）</p> <p>1 社見積 見積額×一定率</p> <p>2 社以上 最低見積額×一定率</p> <p>④ 雑材消耗品費は、材料費等×一定率とする したがって、清掃センター積算基準の適用を受ける工事及び業務委託に関する材料費積算は、優先順位としてまず建設物価又は積算資料に基づいてなされなければならないことになる。</p> <p>しかしながら、実際の工事に関する積算を確認すると、優先順位の最も低い③の方法が主に適用され、一部において業者見積額に一定率を乗じた金額よりも実勢価格が低い場合には実勢価格が採用されている。</p> <p>また、その③においては、原則 2 社以上の見積りを徴することとなっているが、清掃センターの「資源化施設主要設備オーバーホール工事」「焼却施設クレーン設備修繕工事」といった工事や「清掃センター焼却施設定期点検整備委託」「清掃センター蒸気タービン及びボイラー精密点検委託」といった業務委託はその業務の特殊性から随意契約となっており、その随意契約先以外に見積書を徴することができないため原則どおりの積算を行うことができず、随意契約に関する契約の材料費積算部分に関していえば事実上清掃センター積算基準は形骸化している。これらの材料に関しては③の方法以外現実的に採用できないのであれば見積額に乗ずる一定率の根拠を明確にする必要がある。</p> <p>(結果 2)</p> <p>○積算における価格に関する問題（直接工事費の労務費算定について）</p> <p style="text-align: right;">(報告書123ページ)</p> <p>清掃センター積算基準には、労務費に関し、以下のように規定されている。① 労務単価原則として長野県単価（最新版）とする。</p>	<p>③見積りの方法を採用している。</p> <p>また、見積額に乗じている一定率については、類似している 12 施設に調査を行い、この平均値が当清掃センターで採用しているものと近似していることが確認できた。</p> <p>なお、今後も一定率についての調査を定期的に行い、妥当性の検証を行っていく。 (清掃センター)</p> <p>直接工事費の労務費算定について、長野県労務単価を適用している工種は、機械設備据付工、配管工、はつり工、保温工及び</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>なお、特殊な条件における施工については、前記労務単価に作業割増を加えることができる。ただし、上記によることが不適當な場合は見積りによることとし、見積りの掛け率は下記による。</p> <p>1 社見積 見積額×一定率 2 社以上 最低見積額×一定率</p> <p>また、実情にあわない場合、過去の事例を参考に決定することができる。</p> <p>したがって、清掃センター積算基準の適用を受ける工事及び業務委託に関する労務費積算は、長野県単価を採用することが原則であり、それが不適當な場合は見積りによることとなっているから、まず長野県単価のどの単価を適用するかを明確にする必要がある。</p> <p>実際の積算状況を確認すると、契約形態が随意契約か競争入札かによって積算が異なっており、競争入札に関する工事については業者見積における人工単価ではなく長野県単価が用いられている。したがって、競争入札における工事に関しては清掃センター積算基準どおりの積算がされており、かつ長野県単価は複数業者から徴した人工単価を下回っているため積算上問題はないと考える。</p> <p>一方、随意契約に関する工事及び業務委託については、業者見積額に規定のと通りの一定率を乗じる例外方法の積算となっているケースが大半であり、原則である長野県単価はほとんど採用されていない。（随意契約となっている業務委託には一部長野県単価を採用しているものがある）</p> <p>この労務費における清掃センター積算基準に関しては、（結果1）と異なり、長野県単価によることを原則の取り扱いとしているのであるから、例外規定を使うのであれば長野県単価によることが不適當であることの理由が明確でなければならないが、その理由は不明確である。</p> <p>また、情報収集しようと思えば他市には清掃センターと同等の施設も存在するので、長野県単価の中に相応しいものが存在しない場合であっても③の方法しか適正人工単価を設定する選択肢がないとは断言できないと考えられる。ま</p>	<p>電工などであり、地元業者が行えると判断できるものに適用している。しかし、ボイラー配管溶接工事などの焼却炉内作業や関連施設の専門性の高い作業は、県内業者が行えるものではないため、県単価でなく見積の労務単価を適用している。</p> <p>見積に乘じる一定率については、（結果1）と同じ調査で、当清掃センターで採用している一定率は、12 施設の平均値より低いものであったが、今後も一定率や労務単価を適正なものにするための調査を行い、改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">（清掃センター）</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>た、(結果1) 同様、見積額に乗ずる一定率の根拠も不明瞭であるし、1 社見積の場合、材料費と労務費の掛け率に差がある理由も同様である。</p> <p>いずれにしても、(結果1) と同様に、清掃センター積算基準全体の見直しが必要である。さらに、労務費に関しては清掃センター積算基準に定めるとおり、その原則規定である長野県単価によって積算を試みるべきである。</p> <p>(2) 焼却施設焼却業務委託 (結果1) ○仕様書と整合しない積算 (報告書125ページ)</p> <p>本業務委託に関して、直接人件費相当部分の積算方法は役職別配置人員に平成19年度行政職給与表を引用した月額給与額を乗じて算出されている。具体的な役職別配置人員は総括1名、副総括1名、主任1名、技能員9名の合計12名である。</p> <p>これに対し、実際の配置人員は総括1名、次長1名、班長5名、班員5名の12名となっている。この「班」というのは交代制勤務のため4班あり、その他に日勤部隊として1班あるのだが、上記表上の「総括」「副総括」は明確なものの「主任」たる役職が実際には不明確である。確かに5つの班があるので班長が主任ということであれば主任職を5名、技能員を5名として積算すべきと考えられるが、各班とも構成員は班長含めて2名（日勤部隊は次長含め3人）であり、「主任」と考えられるかどうかは疑問があり、逆に主任たる役職者は存在しないとも考えられる。また、当該業務委託に関する仕様書には第8条に人員配置に関する規定はあるものの、その資格要件等の記載がないため何をもって役職を定義づけるかも不明確である。</p> <p>金額的な影響は極めて僅少であるが、仕様上の資格要件は責任問題上重要であるし、その資格に見合った人件費積算も重要であるので、明確な仕様とそれに伴う実態に沿った人件費積算を行うべきである。</p>	<p>焼却施設焼却業務委託の仕様書と整合しない積算については、役職についての資格要件と職務内容を明確にして、実態に沿った人件費積算を行うことにより、平成23年度は委託契約済みのため平成24年度から改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(清掃センター)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況														
<p>(指摘事項)</p> <p>(結果2)</p> <p>○積算単価に業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討である問題 (報告書125ページ)</p> <p>本業務委託は随意契約であり、その性格上今後もその形態が継続すると見込まれる。確かに特殊かつ危険を伴う業務であるから、それに見合った十分な積算が必要であるが、反面競争原理が働かずその落札率が高率となることを鑑みても、その業務に関する積算は経済性の観点も十分考慮してなされる必要がある。</p> <p>本業務委託に関する積算項目を示すと以下のとおりとなる。</p> <table border="1" data-bbox="213 1133 850 1532"> <tr><td>給与</td></tr> <tr><td> 扶養手当</td></tr> <tr><td> 特勤手当</td></tr> <tr><td>賞与</td></tr> <tr><td>法定福利厚生費</td></tr> <tr><td>法定外福利厚生費</td></tr> <tr><td>通勤手当</td></tr> <tr><td>退職金</td></tr> <tr><td>小計</td></tr> <tr><td>ダイオキシンばくろ防止対策費</td></tr> <tr><td>焼却炉立ち上げ立ち下げ作業費</td></tr> <tr><td>合計</td></tr> <tr><td>諸経費</td></tr> <tr><td>総合計</td></tr> </table> <p>※1 扶養手当、特勤手当、賞与は長野市技能労務職員手当の給与比から算出</p> <p>※2 法定福利厚生費は経団連「第51回福利厚生費調査結果(2006年度)」の現金給与総額に占める法定福利費(健康保険、厚生年金等)の比率から算出</p> <p>※3 法定外福利厚生費も経団連の同上調査における現金給与総額に占める法定外福利費の比率から算出</p> <p>なお、法定外福利費とは次の付表に掲げるものである。</p> <p>※4 通勤手当、退職金も経団連の同上調査における現金給与総額に占める経費率から算出</p> <p>※5 ダイオキシン対策費は前年度設計額(見積額の85%、平成15年度より)</p> <p>※6 焼却炉立ち上げ・立ち下げ等作業費は平成18年度実績</p> <p>※7 諸経費は機械設備工事の一般管理経費率</p>	給与	扶養手当	特勤手当	賞与	法定福利厚生費	法定外福利厚生費	通勤手当	退職金	小計	ダイオキシンばくろ防止対策費	焼却炉立ち上げ立ち下げ作業費	合計	諸経費	総合計	<p>焼却施設焼却業務委託の積算単価に、業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討であること及び業者見積を徴しての比較検証を行う必要があるとのことについては、委託業者に福利厚生費、退職金及び通勤手当について照会したところ、支出のない項目があることは確認できたが、本給に対する支給率や金額については公開できないとの回答であり、委託業者からの情報による検証はできなかった。</p> <p>については、従来方式では検証が困難なことから、従来方式から清掃センター積算基準にもある「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領(社団法人全国都市清掃協議会編集)」による積算方法へ変更することにより、平成23年度は委託契約済みのため平成24年度から改善を図る。</p> <p>なお、今後は委託業者から見積もりを徴し、比較検証を行う。</p> <p style="text-align: right;">(清掃センター)</p>
給与															
扶養手当															
特勤手当															
賞与															
法定福利厚生費															
法定外福利厚生費															
通勤手当															
退職金															
小計															
ダイオキシンばくろ防止対策費															
焼却炉立ち上げ立ち下げ作業費															
合計															
諸経費															
総合計															

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>(付表)</p> <table border="1" data-bbox="204 506 844 1008"> <tr> <td>住宅関連</td> <td>住宅 持家補助</td> </tr> <tr> <td>医療・健康</td> <td>医療・保健衛生施設運営 ヘルスケアサポート</td> </tr> <tr> <td>ライフサポート</td> <td>給食 購買・ショッピング 被服 保険 介護 育児関連 ファミリーサポート 財産形成 通勤バス、駐車場 その他</td> </tr> <tr> <td>慶弔関係</td> <td>慶弔金 法定超付加給付</td> </tr> <tr> <td>文化・体育・レク</td> <td>施設・運営 活動への補助</td> </tr> <tr> <td>共済会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福利厚生代行サービス</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </table> <p>このうち、直接人件費及び法定福利厚生費に関しては、業務委託でなく長野市の直営で業務を行った場合でも同様の費用が見込まれることから特段の問題はないと考えられる。</p> <p>しかし、下記については問題があると考ええる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定外福利厚生費 <p>その内訳は上記のとおりであるが、社会通念上これだけの福利厚生費が必要であるかどうかは極めて疑問である。</p> <p>また、当該業務委託が今後も随意契約によって上記業者が受注し続ける以上、当該業者の福利厚生関連規定がどのようなになっているかも全く未検証では問題である。たとえば、同社が「住宅関連の持家補助制度」についての規定がなかった場合、長野市のその支払い相当部分については単なる同社の利益となるだけである。</p> <p>他にも、「ライフサポート」中にある「通勤バス、駐車場」も別途積算している通勤手当と基本的には重複する。担当課では手当と実費は別という見方をしているようであるが、重複と考えるほうが一般的な解釈であろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職金 <p>担当課では同社の退職金規定や水準の検証をしていないとのことである。法定外福利厚生費同様、過剰支払いとなっている可能性もあるので、少なくとも同社の退職金に関する状況調査等をし、その情報を基にした積算をすべきであ</p>	住宅関連	住宅 持家補助	医療・健康	医療・保健衛生施設運営 ヘルスケアサポート	ライフサポート	給食 購買・ショッピング 被服 保険 介護 育児関連 ファミリーサポート 財産形成 通勤バス、駐車場 その他	慶弔関係	慶弔金 法定超付加給付	文化・体育・レク	施設・運営 活動への補助	共済会		福利厚生代行サービス		その他		
住宅関連	住宅 持家補助																
医療・健康	医療・保健衛生施設運営 ヘルスケアサポート																
ライフサポート	給食 購買・ショッピング 被服 保険 介護 育児関連 ファミリーサポート 財産形成 通勤バス、駐車場 その他																
慶弔関係	慶弔金 法定超付加給付																
文化・体育・レク	施設・運営 活動への補助																
共済会																	
福利厚生代行サービス																	
その他																	

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当 通勤の実態は検証可能であるから、何も経団連資料のみを拠所にする必要はないと思われる。実費相当額での検証が必要である。 ・ダイオキシン対策費、アスベスト対策費、焼却炉立ち上げ・立ち下げ等作業費 根本的に過去資料の引用では疑問である。引用したその当時と状況が変化していることも想定されるため、原則として毎年度の積算が必要である。もし仮に過去の積算した状況と比べて変化がなく過去の積算を引用するのであればその変化がないことについて確認事績を残す必要がある。 ・業者見積の未徴収 本件に関しては業者見積を徴さず、長野市独自の積算となっている。そもそも清掃センターの業務委託に関する積算は清掃センター積算基準によってなされるものであるため、業者見積を徴してこれに基づき積算する必要はないのであるからそれ自体問題がある訳ではない。 しかし、特に清掃センター積算基準における共通費（一般管理費等）の積算について、長野市積算額と業者見積額との間に金額的な乖離がある場合もあり得るので、基本的には随意契約であっても業者見積を徴し、長野市積算額との比較検証を行う必要があると思われる。 <p>(3) 資源化施設運転業務委託 (結果1) ○仕様書と整合しない積算 (報告書128ページ)</p> <p>本業務委託に関して、直接人件費相当部分の積算方法は役職別配置人員に平成19年度行政職給与表を引用した月額給与額を乗じて算出されており、具体的な役職別配置人員は総括1名、副総括2名、主任2名、技能員19名、技能員24名の合計18名である。</p> <p>これに対し、実際の配置人員は総括1名、次長1名、班長4名、班員12名の18名となっている。</p> <p>この上記表上の「総括」「副総括」は明確なもの「主任」「技術員1」たる役職が実際に</p>	<p>資源化施設運転業務委託の仕様書と整合しない積算については、役職についての資格要件と職務内容を明確にして、実態に沿った人件費積算を行うことにより、平成23年度は委託契約済みのため平成24年度から改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(清掃センター)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況														
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>は不明確である。また、当該業務委託に関する仕様書には第 7 条に人員配置に関する規定はあるものの、その資格要件等の記載がないため何をもって役職を定義づけるかも不明確である。</p> <p>金額的な影響は極めて僅少であるが、仕様上の資格要件は責任問題上重要であるし、その資格に見合った人件費積算も重要であるので、明確な仕様とそれに伴う実態に沿った人件費積算を行うべきである。</p> <p>(結果 2)</p> <p>○積算単価に業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討である問題 (報告書129ページ)</p> <p>本業務委託は随意契約であり、その性格上今後もその形態が継続すると見込まれる。確かに特殊かつ危険を伴う業務であるから、それに見合った十分な積算が必要であるが、反面競争原理が働かずその落札率が高率となることを鑑みても、その業務に関する積算は経済性の観点も十分考慮してなされる必要がある。</p> <p>本業務委託に関する積算の概要を示すと以下のとおりとなる。</p> <p>このうち、直接人件費及び法定福利厚生費に関しては、業務委託でなく長野市の直営で業務を行った場合でも同様の費用が見込まれることから特段の問題はないと考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="199 1485 837 1821"> <tr><td>給与</td></tr> <tr><td>扶養手当</td></tr> <tr><td>勤務手当</td></tr> <tr><td>賞与</td></tr> <tr><td>法定福利厚生費</td></tr> <tr><td>※法定外福利厚生費</td></tr> <tr><td>通勤手当</td></tr> <tr><td>退職金</td></tr> <tr><td>小計</td></tr> <tr><td>アスベスト類ばくろ防止対策費</td></tr> <tr><td>休日等出勤手当</td></tr> <tr><td>技術経費</td></tr> <tr><td>諸経費</td></tr> <tr><td>総合計</td></tr> </table> <p>※1 扶養手当、特勤手当、賞与は長野市技能労務職員手当の給与比から算出 ※2 法定福利厚生費は経団連「第51回福利厚生費調査結果(2006年度)」の現金給与総額に占める法定福利費(健康保険、厚生年金等)の比率から算出 ※3 法定外福利厚生費も経団連の同上調査における現金給与総額に占める法定外福利費の比率から算出 なお、法定外福利費とは(2)に記載した付表に掲げるものである。 ※4 通勤手当、退職金も経団連の同上調査における現金給与総額に占める経費率から算出 ※5 アスベスト類ばくろ防止対策費は前年度設計額(積上、平成18年度より) ※6 休日等出勤手当は積上げ計算 ※7 諸経費は機械設備工事の一般管理経費率</p>	給与	扶養手当	勤務手当	賞与	法定福利厚生費	※法定外福利厚生費	通勤手当	退職金	小計	アスベスト類ばくろ防止対策費	休日等出勤手当	技術経費	諸経費	総合計	<p>資源化施設運転業務委託の積算単価に業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討であることについては、委託業者に福利厚生費、退職金及び通勤手当について照会したところ、支出のない項目があることは確認できたが、本給に対する支給率や金額については公開できないとの回答であり、委託業者からの情報による検証はできなかった。</p> <p>については、従来方式では検証が困難なことから、従来方式から清掃センター積算基準にもある「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領(社団法人全国都市清掃協議会編集)」による積算方法へ変更することにより、平成 23 年度は委託契約済みのため平成 24 年度から改善を図る。</p> <p>なお、今後は委託業者から見積もりを徴し、比較検証を行う。</p> <p>(清掃センター)</p>
給与															
扶養手当															
勤務手当															
賞与															
法定福利厚生費															
※法定外福利厚生費															
通勤手当															
退職金															
小計															
アスベスト類ばくろ防止対策費															
休日等出勤手当															
技術経費															
諸経費															
総合計															

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>しかし、下記については問題があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none">・法定外福利厚生費 その内訳は上記のとおりであるが、社会通念上これだけの福利厚生費が必要であるかどうかは極めて疑問である。 また、当該業務委託が今後も随意契約によって上記業者が受注し続ける以上、当該業者の福利厚生関連規定がどのようになっているかも全く未検証では問題である。たとえば、同社が「住宅関連の持家補助制度」についての規定がなかった場合、長野市のその支払い相当部分については単なる同社の利益となるだけである。 他にも、「ライフサポート」中にある「通勤バス、駐車場」も別途積算している通勤手当と基本的には重複する。担当課では手当と実費は別という見方をしているようであるが、重複と考えるほうが一般的な解釈であろう。・退職金 担当課では同社の退職金規定や水準の検証をしていないとのことである。法定外福利厚生費同様、過剰支払いとなっている可能性もあるので、少なくとも同社の退職金に関する状況調査等をし、その情報を基にした積算をすべきである。・通勤手当 通勤の実態は検証可能であるから、何も経団連資料のみを拠所にする必要はないと思われる。実費相当額での検証が必要である。・アスベスト類ばくろ防止対策費 根本的に過去資料の引用では疑問である。引用したその当時と状況が変化していることも想定されるため、原則として毎年度の積算が必要である。もし仮に過去の積算した状況と比べて変化がなく過去の積算を引用するのであればその変化がないことについて確認事績を残す必要がある。・業者見積の未徴収 本件に関しては業者見積を徴さず、長野市独自の積算となっている。そもそも清掃センターの業務委託に関する積算は清掃センター積算基準によってなされるものであるため、業者見積を徴してこれに基づき積算する必要はないので	

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>あるからそれ自体問題がある訳ではない。</p> <p>しかし、特に清掃センター積算基準における共通費（一般管理費等）の積算について、長野市積算額と業者見積額との間に金額的な乖離がある場合もあり得るので、基本的には随意契約であっても業者見積を徴し、長野市積算額との比較検証を行う必要があると思われる。</p> <p>19. 環境部衛生センター</p> <p>(1) 市内北地区 2 公衆トイレ清掃業務委託 (結果)</p> <p>○積算に用いる数量単位の問題 (報告書 131 ページ)</p> <p>本業務委託及び環境部衛生センターで所管している 2 トイレ清掃業務委託（市内北地区 1 公衆トイレ清掃業務委託及び市内南地区公衆トイレ清掃業務委託）については、その積算方法が共通しており、清掃する面積に関係なく、一つ一つのトイレについて、均一の清掃単価に年間清掃回数に乗じて計算している。</p> <p>基本的に、清掃業務に関する業務委託料は清掃単価×清掃面積で算出するのが合理的であると考えられる。ただし、各トイレの設備について清掃作業量を左右する便器数及び手洗数がトイレの面積と比例しないのであれば清掃面積に加えこれらの数値も加味した基準で清掃単価を考慮する必要があるだろう。</p> <p>これは言うまでもなく一般的にも作業量に応じた委託料とするのが適当であると認識できるし、財団法人経済調査会で発行している積算資料において、ビル清掃料金に関する例ではあるものの清掃に関する単価は㎡単位にて掲載されている点を見ても裏付けられる。</p> <p>この担当課積算方法だと、面積の大きいトイレでも小さいトイレでも同じ清掃業務委託料になってしまうため、上記 3 契約とも清掃面積に差がない場合は良いが、面積に差があると狭いトイレを数多く清掃する業者が有利になるなど契約ごとに有利不利が出来てしまう結果となる。当該 3 清掃業務委託の年間清掃面積からみた㎡単価指数を、市内北地区 1 を 1.0 として比較すると以下のとおりとなっている。</p>	<p>市内北地区 2 公衆トイレ清掃業務委託の積算に用いる数量単位の問題については、従来、該当する公衆トイレを業者が清掃しやすいように 3 つのブロックに分けて、清掃する面積に関係なく、一つ一つのトイレについて、均一の清掃単価に年間清掃回数に乗じて計算していた。その結果、市内北地区 1 と市内南地区は㎡単価がほぼ同額であったが、たまたま面積の小さいトイレが多く入った市内北地区 2 は㎡単価が突出してしまったものである。</p> <p>平成 24 年度公衆トイレ清掃業務委託（市内北地区 1、市内北地区 2、市内南地区）については、清掃単価×清掃面積に、各トイレの便器数を加算して計算する積算方法に統一し改善を図る。 (衛生センター)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <table border="1" data-bbox="193 490 860 616"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>延面積(㎡)</th> <th>年間清掃回数</th> <th>㎡単価指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内北地区1</td> <td>165,180</td> <td>4,554</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市内北地区2</td> <td>167,119</td> <td>5,555</td> <td>1.218</td> </tr> <tr> <td>市内南地区</td> <td>143,914</td> <td>3,947</td> <td>0.997</td> </tr> </tbody> </table> <p>このように、市内北地区 1 と市内南地区は㎡単価（設計額÷面積）がほぼ同額であるが、同額市内北地区 2 は㎡単価が突出している。これは、清掃面積で見れば北地区 1 と大差ないが、延べ清掃回数が大きく上回っていることが原因している。</p> <p>したがって、清掃回数でなく清掃面積によって積算をしていたならば本件に関する設計額は市内北地区1を若干上回る程度の設計額になったはずである。ちなみに、市内北地区1の予定価格は6,710千円、最低制限価格は4,550千円であるから、これらの数値から批准して考えれば自ずと市内北地区 2 に関する契約に関して清掃面積で積算した場合の予定価格、最低制限価格も推算できる。</p> <p>その推算に基づく最低制限価格で入札が行われていた場合、実際の入札で設定された最低制限価格5,560千円を割り込んで応札した2業者（応札額5,350千円、5,450千円）について、最低制限価格未満応札による失格になった可能性は極めて低くなるものと考えられる。</p> <p>積算方法によって、本来失格にならずに済んでいた業者が失格となるのは歳出過剰につながる重要な問題であり、積算方法の検証が必要である。</p> <p>20. 産業振興部観光課</p> <p>(1) 遮光カーテン 川島織物セルコン タルパGD1287 (結果)</p> <p>○増額と減額を相殺して変更金額をゼロにしている問題</p> <p style="text-align: right;">(報告書133ページ)</p> <p>仕様変更の金額的影響額を検討した計算根拠資料が残っていない。①の増額部分と②の減額部分を比較して契約金額を変更しなくてよいとする計算根拠となる資料を残すべきである。増額部分が多かったのであれば業者の負担に、減額部分が多かったのであれば市の負担になって</p>	名称	延面積(㎡)	年間清掃回数	㎡単価指数	市内北地区1	165,180	4,554	1	市内北地区2	167,119	5,555	1.218	市内南地区	143,914	3,947	0.997	<p>変更契約に際しては、増加額・減少額を明記した変更計算根拠資料を作成し、原議に添付するよう改善する。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p>
名称	延面積(㎡)	年間清掃回数	㎡単価指数														
市内北地区1	165,180	4,554	1														
市内北地区2	167,119	5,555	1.218														
市内南地区	143,914	3,947	0.997														

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>おり、透明性の観点からも問題である。 また、受注後に現場にて詳細な採寸を行ったとしているが、積算段階において詳細な採寸を行うべきである。</p> <p>(2) 松代象山地下壕精査点検委託 (結果) ○実績の把握検討と翌期以降の積算への反映が行われていない問題 (報告書 135 ページ)</p> <p>点検作業工程表では、点検作業が行われているのは前日午後から当日午前が基本と思われる。担当課では、毎回作業実施者から電話で点検の完了報告を受けているとのことで、早い日は午前中に終了し、遅い日は夕方に報告を受けているとのことである。工程表はあくまで計画であり、実質作業時間を報告書に明記させ作業実績を確認し、その実績を次回の積算に反映するための資料とする必要がある。</p> <p>(3) 若里多目的スポーツアリーナ非常用発電機定期整備業務委託 (結果) ○再委託に関する運用上の問題 (報告書 136 ページ)</p> <p>業務委託契約書において「業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。」とされている。担当課から再委託に関する書類が監査人に提出されなかったため、再委託について事前承認が行われたか不明である。関係書類が保管されていないもしくは当初から作成されていないために、当時再委託に関する承認が行われたかどうか確認できないとのことである。「エムウェーブ鋼製建具点検調整業務委託」も鹿島建物総合管理株式会社が受託しているが、こちらは作業体系図が示され下請関係が示されている。後から再委託に</p>	<p>点検作業工程表に対して実績表がないことが今回の指摘事項の原因のため、平成 23 年度契約から事業者へ点検作業実績表の提出を求め、次回の積算に反映するための参考資料とすることで改善を図った。 (観光課)</p> <p>再委託に関する書類がなく、当時の承認の有無が確認できなくなっていたことが今回の指摘事項の原因であった。特に、今回の契約に関して仕様書に現場作業体系図等の提出を求めておらず、業務の施行について不備があった。 今後は、仕様書作成計画の段階で、現場の工程表等必要書類を精査し、成果物として提出させることとし改善を図る。 (観光課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>ついで承認の有無が不明になるような状態を招いている現状を踏まえ、今後は再委託の承認に際しては文書のやり取りを行うなど承認の有無が明確になるようにすべきである。</p> <p>(4) エムウェーブ人工芝巻取減速機オーバーホール業務委託 (結果) ○成果および必要性の問題 (報告書137ページ)</p> <p>平成20年度の包括外部監査報告書において「人工芝は老朽化しこのままでは使用に耐えられないと判断し人工芝は今後使用しないこととした。」と報告されている。</p> <p>主軸駆動用原動機等は合計4基（うち今回3基についてオーバーホール実施）、人工芝引き出しに使用する原動機等が合計14基ある。今後使用できる状態を当面維持するためだけにでも残りの機械の保守及び人工芝の修繕でおよそ5,000万円は必要といわれている。</p> <p>現在人工芝は、年に1回（多くて2回）程度しか使用されていない。また、人工芝を利用する場合、準備とあとかたづけに7人で一日かかる作業が必要であるが、人工芝を利用したからといって特別料金は徴収していない。</p> <p>使用見込の乏しい人工芝の巻取減速機に支出するのは経済性に反していると言わざるを得ない。</p> <p>(7) エムウェーブ中央監視システム改修工事 (結果1) ○見積書の入手先</p> <p>積算に際して見積書を鹿島建物総合管理㈱から入手しているが、仕様書の内容から判断してメーカーでない鹿島建物総合管理㈱から見積書を徴収するのは割高になり適切でないと思われる。</p>	<p>措置（改善）状況</p> <p>人工芝については、毎年使用している団体(長野市老人クラブ連合会)があるため、平成21年度は動作性能を維持する最低限の整備を行ったもの。</p> <p>しかし、今後、安定して継続使用するためには、大規模なメンテナンスが必要なので、平成25年度をもって廃止の方向で指定管理者と調整したい。利用者に対しては、廃止の方向を説明していく。 (観光課)</p> <p>システム改修に際し、施工項目の洗い出しが必要であったため、不具合箇所を現場で把握している鹿島建物に見積を依頼したもので、設計積算は建設部建築課が見積金額に頼ることなく行った。</p> <p>今後は見積を徴する以前に不具合箇所の洗い出しを進め、その結果を持ってメーカーに見積依頼を行うよう改善する。 (観光課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(結果 2)</p> <p>○工事請負契約と業務委託契約の区分に関する問題</p> <p style="text-align: right;">(報告書141ページ)</p> <p>現場における作業が軽微である業務、また仮設や安全対策などの現場管理を必要としない業務などについて、業務内容の実態にかかわらず工事として契約する場合がある。これは、技術的な専門知識を有する監督員に監督させる必要がある場合に、実態は工事とは言い難い場合でも工事して契約しているためである。</p> <p>本件の場合、新旧の機器は同じものではなく、最新の機器に更新されており、制御プログラムもメーカーの最新仕様にバージョンアップされている。これに伴う通線、動作試験、ローカル端末との連動試験等も含まれており、専門的知識が必要であることは理解できる。しかし、本件においては現場での作業はほとんどなく、委託先の工場等で製作した機器を取付けと動作試験等が主な作業である。表 1 の工事内訳書に記載された交換作業費は 36 千円のみであり、表 3、表 4 に記載されている共通仮設費(81 千円)、現場管理費(393 千円)は低減率を掛けて圧縮しているとはいえ、業務の実態に比べて過大に積算される結果になっており問題である。工事に区分して執行するのであれば、平成 21 年 3 月 31 日付けの国土交通省による電気通信設備工事積算体系の改正の趣旨を踏まえ、機器費について実態に応じた経費の積算を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;">(表 1、表 3、表 4 は省略)</p> <p>(8) エムウェーブテレビ共聴設備改修他工事</p> <p>○電気通信設備工事の積算</p> <p style="text-align: right;">(報告書143ページ)</p> <p>(結果)</p> <p>本件はデジタル化に伴いエムウェーブテレビ共聴設備を改修したものであるが、その内容は、テレビ共聴設備改修(6 台)と漏電遮断器交換(28 ヶ)に分かれる。本件の積算では直接工事費のうち撤去品処分費を除く金額が共通仮設費と現場管理費の対象になっている。</p> <p>国土交通省は平成21 年度より電気通信設備</p>	<p>本工事の諸経費算出に際しては、工事内容を鑑みて通常より率を落とし、経費を圧縮している。</p> <p>指摘事項にある平成 21 年 3 月 31 日付けで改正された電気通信設備工事積算体系は、土木系工事の積算に適用するものである。それに対して本件工事は建築系工事として、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事積算基準に基づき設計積算を行っている。このため改正の影響は及ばないものであるが、引き続き適正な経費の算出に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p> <p>指摘事項にある平成 21 年 3 月 31 日付けで改正された電気通信設備工事積算体系は、土木系工事の積算に適用するものである。それに対して本件工事は建築系工事として、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事積算基準に基づき設計積算を行っている。このため改正の影響は</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>工事の積算体系を改正した。従来は機器の製造と据付調整を含む電気設備工事では、「機器費」と「工事費」により工事価格を算定してきたが、諸経費動向調査による実態調査の結果、従来の積算と実態とのかい離が見られたため、機器を取り扱う工事における積算が適正なものになるよう、見直しを行ったものである。機器の調達・検収・現場管理等に要する経費として「機器間接費」を間接工事費に追加した。一方、従来の機器費については、「機器単体費」として機器製造に要する費用に単純化した価格として設定することとした。結果として機器費が共通仮設費の計算対象には含まれなくなった。これらの点も踏まえ、機器購入費は共通仮設費、現場管理の計算に際して、計算対象に含めないようにする必要がある。</p> <p>ここで「機器」とは、「当該機器の製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされて調達されるもので、施工においては加工等を必要としないもの」をいう。</p> <p>また、「材料」とは、「素材品質等の確認（証明等を含む）が製作現場等で調達されるもので、施工現場において製造、加工を必要とするもの」をいう。</p> <p>エムウェーブテレビ共聴設備改修他工事の場合、おもな作業は OFDM シグナルプロセッサの設置と漏電遮断器交換であり、上記の「材料」のように施工現場において製造、加工を行う場合には該当しない。したがって機器費として扱うべきである。機器調整費、撤去費を除く機器費に機器管理費率 18.22%（電気通信設備工事の積算体系より）と乗じた金額は 759 千円となり、積算書で計上されている 994 千円との差額 235 千円が過大と考えられる。</p> <p>21. 建設部監理課</p> <p>(1) 大門駐車場料金徴収業務等委託 (結果)</p> <p>○委託料増額の正当性の検証 (報告書146ページ)</p> <p>本業務委託に関して、①記載のとおり御開帳の繁忙に基づく委託料増加要因以外の要因を確</p>	<p>及ばないものであるが、引き続き適正な経費の算出に努めていく。</p> <p>(観光課)</p> <p>平成 21 年度に増額した委託料の内、御開帳以外の要因としては、従来から 1 名勤</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>認すると、平成20年度に比べて駐車場勤務要員を0.8人増加していることがその原因であった。その0.8人の根拠は、現場の勤務員からの現状報告により午前10時から勤務終了時間の午後7時までの9時間のうち、7時間について大変多忙であり1名勤務では厳しいということから、$7 \div 9 \approx 0.8$という算式による。さらに具体的な現状としては、多忙さゆえ勤務員の接客が悪いなどのクレームもあったということであり、このために増員により改善を図ったということである。</p> <p>従来 of 積算による勤務員数では多忙となってお客様対応に支障をきたし、それがクレームにつながっているというのであれば増員による対応は間違っていないが、増員を行う前に他の市営駐車場等の状況を確認し、取扱う駐車件数の比較等により多忙であることの裏付けをとった上で増員をするのが正当な手順である。</p>	<p>務では多忙であった時間帯に対応し、勤務要員を 0.8 人増員したことによるものであるが、本駐車場については、隣接する地元の町営駐車場と管理事務所を共用していたなど特殊な要因があること、また、他の市営駐車場等は機械化による無人駐車場である点などから、増額にあたって他の駐車場との比較は一概にできなかったものである。</p> <p>なお、本駐車場については、平成 22 年度、駐車場の今後の方向性について検討する中で、地権者や委託先、庁内関係各課との協議を経て、平成 23 年 1 月末をもって市営大門駐車場としての共用を終了した。</p> <p>(監理課)</p>
<p>23. 建設部河川課</p> <p>(2) 瀬戸川改修工事</p> <p>(結果)</p> <p>○不適切な変更理由書の記載内容</p> <p>(報告書150ページ)</p> <p>変更理由として明示されているのは、直接工事費の増加部分と安全費の部分であるが、実際には電気施設移設、温室解体、赤松移植等の事業損失防止施設費の部分である。主要な増額理由についての記述が欠落していることは問題である。今後、変更理由の記載を適切に行うことが必要である。</p>	<p>変更理由書の記載にあたっては、主要な変更内容を記述するとともに、照査においても変更理由が適切に記載されているか確認する旨を平成 23 年 4 月 7 日開催の課内会議で周知し、改善を図った。</p> <p>(河川課)</p>
<p>24. 建設部維持課</p> <p>(2) 長野駅東口駅前広場他清掃管理業務委託</p> <p>(結果1)</p> <p>○業者の見積りどおりの積算</p> <p>(報告書153ページ)</p> <p>この契約の担当課での積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおり設定されている。業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算</p>	<p>当該施設は、JRの軌道を渡る施設であり、JR東日本と長野市で区分して清掃管理を行っているものである。</p> <p>長野市の清掃エリアにはエスカレータ</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見					措置（改善）状況																																																												
(指摘事項)					<p>一が4基あり、列車の運行と合わせ、毎日始動（5時30分）、停止（0時30分）を行っている。</p> <p>このことから、長野駅に詰所を持つ業者が業務を行うことで、他の事業所から職員を派遣する場合より見積額が廉価であると判断し、積算単価を決定したものである。</p> <p>平成 24 年度は、3業者からの見積りを徴収し、積算単価の決定をすることで改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">（維持課）</p>																																																												
(続き)																																																																	
<p>価格まで業者見積どおりでは問題である。</p> <p>具体的な積算は以下のように行われている。</p>																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">1) 長野駅東口人工地盤</th> <th>㎡又は数量</th> <th>単価a</th> <th>日数又は月数b</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">簡易清掃</td> <td>床面部分</td> <td>1,766.40</td> <td>業者単価</td> <td>365</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>階段部分</td> <td>274.5</td> <td>業者単価</td> <td>365</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>エレベーター部分</td> <td>4基</td> <td>業者単価</td> <td>365</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>エスカレータ部分</td> <td>4基</td> <td>業者単価</td> <td>365</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般清掃</td> <td>床面部分</td> <td>1,766.40</td> <td>業者単価</td> <td>365</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>階段部分</td> <td>274.5</td> <td>業者単価</td> <td>365</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>エレベーター部分(駅)</td> <td>2基</td> <td>業者単価</td> <td>365</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>エスカレータ部分</td> <td>2基</td> <td>業者単価</td> <td>12</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エスカレータ部分</td> <td>4基</td> <td>業者単価</td> <td>365</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>機器管理</td> <td>エスカレータ始動停止</td> <td>4基</td> <td>業者単価</td> <td>365</td> <td>a×b</td> </tr> </tbody> </table>						1) 長野駅東口人工地盤		㎡又は数量	単価a	日数又は月数b	金額	簡易清掃	床面部分	1,766.40	業者単価	365	a×b	階段部分	274.5	業者単価	365	a×b	エレベーター部分	4基	業者単価	365	a×b	エスカレータ部分	4基	業者単価	365	a×b	一般清掃	床面部分	1,766.40	業者単価	365	a×b	階段部分	274.5	業者単価	365	a×b	エレベーター部分(駅)	2基	業者単価	365	a×b	エスカレータ部分	2基	業者単価	12	a×b		エスカレータ部分	4基	業者単価	365	a×b	機器管理	エスカレータ始動停止	4基	業者単価	365	a×b
1) 長野駅東口人工地盤		㎡又は数量	単価a	日数又は月数b		金額																																																											
簡易清掃	床面部分	1,766.40	業者単価	365		a×b																																																											
	階段部分	274.5	業者単価	365		a×b																																																											
	エレベーター部分	4基	業者単価	365		a×b																																																											
	エスカレータ部分	4基	業者単価	365		a×b																																																											
一般清掃	床面部分	1,766.40	業者単価	365		a×b																																																											
	階段部分	274.5	業者単価	365		a×b																																																											
	エレベーター部分(駅)	2基	業者単価	365		a×b																																																											
	エスカレータ部分	2基	業者単価	12		a×b																																																											
	エスカレータ部分	4基	業者単価	365		a×b																																																											
機器管理	エスカレータ始動停止	4基	業者単価	365		a×b																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">2) 長野駅東西連絡地下道</th> <th>㎡又は数量</th> <th>単価a</th> <th>日数又は月数b</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">簡易清掃</td> <td>床面部分</td> <td>1,329.80</td> <td>業者単価</td> <td>365</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>階段部分</td> <td>105.9</td> <td>業者単価</td> <td>365</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般清掃</td> <td>床面部分</td> <td>1,329.80</td> <td>業者単価</td> <td>12</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>階段部分</td> <td>105.9</td> <td>業者単価</td> <td>12</td> <td>a×b</td> </tr> </tbody> </table>						2) 長野駅東西連絡地下道		㎡又は数量	単価a	日数又は月数b	金額	簡易清掃	床面部分	1,329.80	業者単価	365	a×b	階段部分	105.9	業者単価	365	a×b	一般清掃	床面部分	1,329.80	業者単価	12	a×b	階段部分	105.9	業者単価	12	a×b																																
2) 長野駅東西連絡地下道		㎡又は数量	単価a	日数又は月数b		金額																																																											
簡易清掃	床面部分	1,329.80	業者単価	365		a×b																																																											
	階段部分	105.9	業者単価	365		a×b																																																											
一般清掃	床面部分	1,329.80	業者単価	12		a×b																																																											
	階段部分	105.9	業者単価	12		a×b																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">3) 篠ノ井駅東西自由通路</th> <th>㎡又は数量</th> <th>単価a</th> <th>日数又は月数b</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">簡易清掃</td> <td>床面部分</td> <td>1,525</td> <td>業者単価</td> <td>72</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>階段部分</td> <td>289</td> <td>業者単価</td> <td>72</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>エレベーター部分</td> <td>2基</td> <td>業者単価</td> <td>72</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般清掃</td> <td>床面部分</td> <td>1,525</td> <td>業者単価</td> <td>24</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>階段部分</td> <td>289</td> <td>業者単価</td> <td>24</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>エレベーター部分</td> <td>2基</td> <td>業者単価</td> <td>24</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>窓ガラス部分</td> <td>146</td> <td>業者単価</td> <td>24</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td></td> <td>壁面部分</td> <td>142</td> <td>業者単価</td> <td>24</td> <td>a×b</td> </tr> </tbody> </table>						3) 篠ノ井駅東西自由通路		㎡又は数量	単価a	日数又は月数b	金額	簡易清掃	床面部分	1,525	業者単価	72	a×b	階段部分	289	業者単価	72	a×b	エレベーター部分	2基	業者単価	72	a×b	一般清掃	床面部分	1,525	業者単価	24	a×b	階段部分	289	業者単価	24	a×b	エレベーター部分	2基	業者単価	24	a×b	窓ガラス部分	146	業者単価	24	a×b		壁面部分	142	業者単価	24	a×b											
3) 篠ノ井駅東西自由通路		㎡又は数量	単価a	日数又は月数b		金額																																																											
簡易清掃	床面部分	1,525	業者単価	72		a×b																																																											
	階段部分	289	業者単価	72		a×b																																																											
	エレベーター部分	2基	業者単価	72	a×b																																																												
一般清掃	床面部分	1,525	業者単価	24	a×b																																																												
	階段部分	289	業者単価	24	a×b																																																												
	エレベーター部分	2基	業者単価	24	a×b																																																												
	窓ガラス部分	146	業者単価	24	a×b																																																												
	壁面部分	142	業者単価	24	a×b																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">4) 今井駅東西連絡地下道</th> <th>㎡又は数量</th> <th>単価a</th> <th>日数又は月数b</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">簡易清掃</td> <td>床面部分</td> <td>67.5</td> <td>業者単価</td> <td>36</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>階段部分</td> <td>267.5</td> <td>業者単価</td> <td>36</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般清掃</td> <td>床面部分</td> <td>67.5</td> <td>業者単価</td> <td>12</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td>階段部分</td> <td>267.5</td> <td>業者単価</td> <td>12</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス部分</td> <td>29.2</td> <td>業者単価</td> <td>12</td> <td>a×b</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">合計</td> </tr> </tbody> </table>					4) 今井駅東西連絡地下道		㎡又は数量	単価a	日数又は月数b	金額	簡易清掃	床面部分	67.5	業者単価	36	a×b	階段部分	267.5	業者単価	36	a×b	一般清掃	床面部分	67.5	業者単価	12	a×b	階段部分	267.5	業者単価	12	a×b		ガラス部分	29.2	業者単価	12	a×b	合計																										
4) 今井駅東西連絡地下道		㎡又は数量	単価a	日数又は月数b	金額																																																												
簡易清掃	床面部分	67.5	業者単価	36	a×b																																																												
	階段部分	267.5	業者単価	36	a×b																																																												
一般清掃	床面部分	67.5	業者単価	12	a×b																																																												
	階段部分	267.5	業者単価	12	a×b																																																												
	ガラス部分	29.2	業者単価	12	a×b																																																												
合計																																																																	
<p>他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示の見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。</p> <p>したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、公開されている積算資料や同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換をするなどして積算価格を設定すべきである。</p> <p>ちなみに、同じ維持課所管の業務委託である「信濃吉田駅南北自由通路清掃業務委託」に関しては3業者から見積りを徴し、その平均値をもって担当課積算としている。</p> <p>その担当課積算額と業者から徴した見積りとの乖離は以下のとおりである。</p>																																																																	

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況								
<p>(指摘事項) (続き)</p> <table border="1" data-bbox="236 459 839 584"> <thead> <tr> <th></th> <th>業者見積額－担当課積算額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>△380,000</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td>582,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>このように、同業者からの見積りであってもこれだけの格差が生じていることから考えると、随意契約先 1 社からの見積りでは甚だ不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>(結果 2)</p> <p>○ 随意契約理由として妥当でない問題 (報告書155ページ)</p> <p>上記随意契約理由のうち、一つは「長野駅自由通路及び篠ノ井駅新幹線上空人工地盤に関しては、すでにJR東日本が同社に清掃委託をしており、それぞれ一体をなす人工地盤及び東西連絡地下道、東西自由通路の清掃を同社に委託することにより効率的な清掃管理が行うことが見込まれる。」という理由である。JR東日本と長野市の清掃管理区分が明確であるなかで、たとえば双方にまたがる形で清掃対象物がある場合、清掃業者がそれぞれ違ってしまうと厳密には自己の管理区分を超えて清掃することができないといった問題は発生しなくなるというのである。また、通勤時間終了後の午前11時頃から午後の間に当該管理区分を汚される事態がたびたび起こっているとのものであり、長野駅が県庁所在地の玄関口の駅であることから、長野駅に詰所のある清掃業者がタイムリーに対応できる利点は考慮する必要があるかもしれない。</p> <p>しかし、このような清掃範囲の境界というのは社会一般においても存在し、それぞれ自身の清掃責任範囲は自身で行うのであり、「隣家がA社に委託しているから一体となっている当方もA社に委託する方が効率的な清掃管理ができる」といえるかどうかは疑問である。</p> <p>また、上記以外の随意契約理由は随意契約の理由として妥当でない。たとえば「作業器材も自社で所有しており」というのは他の清掃業者でも当然ながら機材を所有しているし、「作業員の詰所も長野駅構内にあることから、スムーズに実施でき清掃管理が行え」とあるが、確かに長野駅にはJRの詰所があるので理解もでき</p>		業者見積額－担当課積算額(円)	A社	1,300	B社	△380,000	C社	582,200	<p>当該施設は、JRの軌道を渡る施設であり、JR東日本と長野市で区分して清掃管理を行っているものである。</p> <p>長野市の清掃エリアにはエスカレーターが4基あり、列車の運行と合わせ、毎日始動（5時30分）、停止（0時30分）を行っている。</p> <p>このことから、長野駅に詰所を持つ業者が業務を行うことで、他の事業所から職員を派遣する場合より廉価であると判断し、随意契約を行っていたものである。</p> <p>平成 24 年度は、委託場所の見直しを行い、契約方法を競争入札とすることで改善を図る。</p> <p style="text-align: right;">(維持課)</p>
	業者見積額－担当課積算額(円)								
A社	1,300								
B社	△380,000								
C社	582,200								

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>るがこれは長野駅の話であって業務委託契約に含まれている今井駅や篠ノ井駅には詰所はない。</p> <p>さらに、「経費も低廉で実施することができ」というのは、業者見積による清掃単価を長野市積算としている現状では低廉である確証は全くないといってよい。</p> <p>以上のような状況から、この業務委託に関する随意契約理由には不備があり、原則的に競争入札を導入すべきである。</p> <p>(3) 自動昇降機保守点検業務委託、長野駅東口駅前広場他昇降機保守点検業務委託、信濃吉田駅南北自由通路昇降機保守点検業務委託</p> <p>(結果)</p> <p>○業者の見積もりどおりの積算 (報告書157ページ)</p> <p>積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおり設定されている。</p> <p>業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者の見積りのとおりでは問題である。</p> <p>他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示の見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。</p> <p>したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換したり、他市への同様事例について照会したりするなどが必要であり、単に業者見積のみを拠所とした積算はすべきでない。</p>	<p>当該業務のエレベーターは、通報装置が設置されており、メーカーの管理センターにて緊急時対応を行っている。</p> <p>緊急停止時等の対応、部品確保を考慮したため、メーカーの見積りを積算単価としたものである。</p> <p>平成 23 年度、他市の状況などを調査し単価決定方法を検討する。</p> <p style="text-align: right;">(維持課)</p>
<p>26. 駅周辺整備局</p> <p>(1) 長野駅東西自由通路清掃業務委託</p> <p>(結果)</p> <p>○業者の見積りどおりの積算 (報告書161ページ)</p> <p>積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおり設定されている。</p> <p>業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格</p>	<p>長野駅東西自由通路清掃業務委託については、JR の軌道敷上の駅舎に併設された通路の清掃であり、JR 東日本グループである長野鉄道車輛整備㈱と随意契約を</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>まで業者の見積りどおりでは問題である。 他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。 したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換をするなどして積算価格を設定すべきである。</p> <p>33. 上下水道局配水管理課</p> <p>(1)－① 松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設工事 (結果) ○増額と減額を相殺して変更金額をゼロにしている問題 (報告書189ページ) 実施設計書において意図的に増減額を一致させるのは実際の工事と実施設計書の内容が一致しない結果をまねき実施設計書の信頼性を害するものである。実施設計書と工事内容は一致させるべきである。</p> <p>(1)－② 松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設附帯工事について (結果1) ○ 予算の都合で増額変更できない工事の積算 (報告書189ページ) この工事は本体工事である松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設工事が平成 20 年度の繰越工事であり、予算の都合上増額変更ができないために附帯工事として発注し、既設工事の施工業者である北野建設㈱と随意契約するものである。 仮に本体工事である松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設工事が繰越工事でなければ増額変更工事として、競争入札の落札率を増額設計後の設計金額に乗じて契約変更が行われ、増額工事部分にも競争の利益が反映されるところ、繰越工事であるがために増額変更で</p>	<p>している。 平成 23 年度の発注に際し長野鉄道車輛整備㈱の見積書を基に単価の検討を行ったが、1 回目の見積りは不調となった。 このため今後の委託の発注においては積算価格を設定すべく、全国的な統一単価や、JR との契約内容との差異など、より詳細なデータを調査のうえ実施する。 (駅周辺整備局)</p> <p>松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設工事については、実施設計書において増減額を一致させたことが原因である。 今後、繰越工事においても、信頼性を損ねることのないよう契約変更手続きに基づき、変更するように改善していく。 (配水管理課)</p> <p>松代東荒町地区（下水道関連）配水管移設附帯工事については、工事の繰越による増額変更ができないことにより、次年度附帯工事として発注していることが原因である。今後競争の利益を反映するには、工事の発注方法の見直しが必要であり、附帯工事の落札率について、入札制度、設計額又は予定価格の算定などを含め、他市の状況を調査した上で、長野市として一本化を図り、委員会（市建設技術委員会等）で検討し、一定の方向性を出すようにする。 (配水管理課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>きないという事務的な事情で附帯工事として随意契約として発注し、結果として増額工事部分に競争の利益が反映されないのは問題である。このように事務的理由で分割された工事については、競争入札を行って契約された当初契約の落札率を増額工事の設計金額に乗じて増額工事の予定価格を算定すべきである。</p> <p>本体工事の落札率を乗じた金額を予定価格にした場合の影響額は下記のように、890千円と試算される。影響額試算 $5,120,000円 \times (99.6\% - 82.2\%) = 890千円$</p> <p>また、この附帯工事については本体工事との諸経費調整は行われていない。これは、標準歩掛率が平成 21 年 10 月に変更になり、新しい標準歩掛を使用して諸経費調整を行った場合 1,669 千円設計額が増加するためである。このため、担当課としては諸経費調整を行わないで積算を行っている。このように担当課でも実質的に増工に該当する場合には何らかの対応が必要と考えていることが把握される。</p> <p>(3) 南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事（結果）</p> <p>○増額と減額を相殺して変更金額をゼロにしている問題</p> <p style="text-align: right;">(報告書192ページ)</p> <p>実施設計書において意図的に増減額を一致させるのは実際の工事と実施設計書の内容が一致しない結果をまねき実施設計書の信頼性を害するものである。実施設計書と工事内容は一致させるべきである。</p> <p>なお、本工事は「山王栗田線電線共同溝設置工事」の附帯工事であり、合冊方式により入札すべきである。その場合の影響額についてはIV 11 (3) ①合冊入札方式の適用を参照。</p>	<p>南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事については、実施設計書において増減額を一致させたことが原因である。</p> <p>今後、繰越工事においても、信頼性を損ねることのないよう契約変更手続きに基づき、変更するように改善していく。</p> <p style="text-align: right;">(配水管理課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>「平成 22 年度南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事」について (結果) ○予算の都合で増額変更できない工事の積算 (報告書 192 ページ)</p> <p>この工事は本体工事である「南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事」の増工であり、南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事が平成21年度の繰越工事であり、予算の都合上増額変更ができないために、平成22年度に別工事として随意契約したものである。</p> <p>仮に本体工事である南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事が繰越工事でなければ増額変更工事として、競争入札の落札率を増額設計後の設計金額に乗じて契約変更が行われ、増額工事部分にも競争の利益が反映されるどころ、繰越工事であるがために増額変更できないという事務的な事情で附帯工事として随意契約として発注し、結果として増額工事部分に競争の利益が反映されないのは問題である。</p> <p>このように事務的理由で分割された工事については、競争入札を行って契約された当初契約の落札率を増額工事の設計金額に乗じて増額工事の予定価格を算定すべきである。</p> <p>本体工事の落札率を乗じた金額を予定価格にした場合の影響額は下記のように、1,518千円と試算される。</p> <p>影響額試算 $9,490,000 \text{ 円} \times (99.0\% - 83.0\%) = 1,518 \text{ 千円}$</p> <p>(4)－②栗田地区（栗田安茂里線）配水管移設工事 (結果) ○増工と考え落札率を適用すべき工事 (報告書194ページ)</p> <p>本工事は配水管の移設を新たな工事として別途契約（同一業者に随意契約）としている。外観上同一工事であり、諸経費調整を行っていることから実質的に増工と同様に扱うべきであると判断される。</p>	<p>平成 22 年度南長野地区外（山王栗田線）配水管布設替工事については、工事の繰越による増額変更ができないことにより、次年度附帯工事として発注していることが原因である。</p> <p>今後競争の利益を反映するには、工事の発注方法の見直しが必要であり、附帯工事の落札率について、入札制度、設計額又は予定価格の算定などを含め、他市の状況を調査した上で、長野市として一本化を図り、委員会（市建設技術委員会等）で検討し、一定の方向性を出すようにする。 (配水管理課)</p> <p>栗田地区（栗田安茂里線）配水管移設工事については、工事の繰越による増額変更ができないことにより、次年度附帯工事として発注していることが原因である。今後競争の利益を反映するには、工事の発注方法の見直しが必要であり、附帯工事の落札率について、入札制度、設計額又は予定価</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>したがって、競争入札を行って契約された本体契約（栗田地区（栗田安茂里線道路改良工事）の落札率を設計金額に乗じて予定価格を算定すべきである。</p> <p>影響額試算 $760,000 \times (98.7\% - 83.9\%) = 112$ 千円</p> <p>34. 上下水道局下水道建設課</p> <p>(1) 長野駅東口区画内下水道その 8 工事 (結果)</p> <p>○積算誤り</p> <p style="text-align: right;">(報告書196ページ)</p> <p>変更契約において本体工事との諸経費調整が行われていなかった結果、870,000円随意契約の積算価格が過大に計上され、契約金額も同額過大となっている。</p> <p>諸経費調整とは、本体工事に付帯する工事（本体工事と積算体系が同一である場合）を随意契約方式等により発注する場合に、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（諸経費）について、本体工事と一体で計算するというものである。諸経費率を乗じる対象の金額が大きくなるほど諸経費率が小さくなる傾向があるので、本体工事と一体で計算することにより諸経費の金額が少なく積算されるのである。</p> <p>本件は随意契約理由にも記載のとおり「長野駅東口区画整理事業 駅南幹線（北中地区）道路築造工事」（以下本体工事）に伴い支障となる下水道管を移設する工事であり、本体工事と積算体系が同一であるので諸経費調整の対象にすべき工事である。</p> <p>入札時における実施設計書においては共通仮設費率計算額、現場管理費、一般管理費、について諸経費調整がなされていた。</p> <p>しかし、変更契約における積算では諸経費調整がなされていなかった。変更設計書の総括情報表における諸経費調整欄は111111と記載されており、諸経費調整が行われていることになっていたが、実際の計算上では共通仮設費、共通仮設費率計算額、現場管理費、一般管理費で諸経費調整がなされていなかった。</p>	<p>格の算定などを含め、他市の状況を調査した上で、長野市として一本化を図り、委員会（市建設技術委員会等）で検討し、一定の方向性を出すようにする。</p> <p style="text-align: right;">(配水管理課)</p> <p>積算システム上の運用ミスを踏まえて、適正な運用が出来るよう適時研修会を開催し、ミスの無いよう確認シート作成及び照査者を 2 名体制に改善した。</p> <p>また、5 月末に設計書作成時の積算ミスをなくす手引き、及び効率的な事務処理を実施するための手引きを作成した。</p> <p style="text-align: right;">(下水道建設課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>担当課の計算では、本来の正しい諸経費調整を実施していれば、変更契約額は 60,000 円の減工契約になるはずであったとのことである。直接工事費は増加しているが、設計見直しにより全体的に掘る深さが浅くなり、直接工事費以上に運搬費が減少するため、純工事費も減少し、これを基礎とする現場管理費及び工事原価を基礎とする一般管理費が減少するためである。</p> <p>諸経費調整を行わなかったことによる影響額は、810,000 円+60,000 円=870,000 円である。原因はコンピュータ上の操作ミスによるものと考えられるが、随意契約理由に諸経費調整により経費の削減が図れると記載されており、随意契約理由と実際の結果が矛盾する結果となっている。今後チェック体制の強化に諸経費調整もれ等が発生しないようにする必要がある。</p> <p>(2) 松代表柴町下水道附帯工事 (結果)</p> <p>○予算の都合で増額変更できない工事の積算 (報告書 197 ページ)</p> <p>この工事は平成20年度の繰越工事であり増額変更ができないために、内容変更を行い附帯工事として発注し、既設工事の施工業者である藤森建設工業(株)と随意契約するものである。</p> <p>仮に繰越工事でなければ増額変更工事として、競争入札の落札率を増額設計後の設計金額に乗じて契約変更が行われ増額工事部分にも競争の利益が反映されるところ、繰越工事であるがために増額変更できないという事務的な事情で増額工事部分に競争の利益が反映されないのは問題である。</p> <p>このように事務的理由で分割された工事については、競争入札を行って契約された当初契約の落札率を増額工事の設計金額に乗じて増額工事の予定価格を算定すべきである。</p> <p>本体工事の落札率を乗じた金額を予定価格にした場合の影響額は下記のように、3,434 千円と試算される。</p>	<p>松代表柴下水道附帯工事の積算については、別途契約による落札率で契約したことによることが原因であったため、入札制度の見直しについて契約課と協議し、指摘された当初に契約した工事の競争入札した落札率を適用し予定価格を算定することも含め、他の関係官庁等に調査するなかで、本市としての方向性を出すよう検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(下水道建設課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <table border="1" data-bbox="215 488 850 745"> <tr> <td>本体工事工事名</td> <td>松代表柴町下水道工事</td> </tr> <tr> <td>予定価格</td> <td>166,000,000</td> </tr> <tr> <td>契約金額(税抜)</td> <td>137,780,000</td> </tr> <tr> <td>落札率(A)</td> <td>83.00%</td> </tr> <tr> <td>本件の予定価格(B)</td> <td>20,200,000</td> </tr> <tr> <td>本件の落札率(C)</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>落札額の差(D)=(C)-(A)</td> <td>17.00%</td> </tr> <tr> <td>影響額=(B)×(D)</td> <td>3,434,000</td> </tr> </table> <p>この計算においては端数調整はしていない。</p> <p>類似する事例として、「松代 6・7 号汚水幹線外工事、松代東条地区（下水道関連）配水管移設工事」の増工の場合も繰越工事であるため増額変更できなかった。この工事の増工分については、新たに随意契約で発注するのではなく、道路の反対側から工事をしてきた工事（異なる業者）「松代 6 号汚水幹線外工事、松代東条地区（下水道関連）配水管移設工事」の増工として変更契約している。「松代 6 号汚水幹線外工事、松代東条地区（下水道関連）配水管移設工事」の平成 22 年 3 月 25 日に工事変更理由書において「隣接工事において本工区の流入先路線が減工により未施工となったため、本工事で増工する。」としている。</p> <p>「松代 6 号汚水幹線外工事、松代東条地区（下水道関連）配水管移設工事」は競争入札であったため、変更契約として対応したことにより、原設計工費に対する原契約金額の割合が変更設計工費に乘じられているため、競争入札における落札率を反映した結果となっている。</p> <p>(3) 犀南 3 号系汚水準幹線外工事 (結果) ○変更契約事務に関する契約規則と実務の不整合 (報告書200ページ) 「契約の手引き」は内部的な手引きにすぎず、その記載が契約規則の規定と対応していないことは問題である。契約課から入手したデータ（建設工事 100 万円以上）を集計した結果、たとえば上下水道局の建設工事 235 件のうち 147 件、60%以上について変更契約がなされ変更契約増加額は 214 百万円であり、契約実務において契約変更が多く行われていることが把握される。</p>	本体工事工事名	松代表柴町下水道工事	予定価格	166,000,000	契約金額(税抜)	137,780,000	落札率(A)	83.00%	本件の予定価格(B)	20,200,000	本件の落札率(C)	100.00%	落札額の差(D)=(C)-(A)	17.00%	影響額=(B)×(D)	3,434,000	<p>「契約規則」と「契約の手引き」の運用的乖離については、契約課と打合せをした結果、金額や設計概要及び工期等が明確に判る書面である工事内容の「変更通知書」が事実上の協議として、その通知書の通知日から 5 日以内に変更契約を実施することとして改善を図った。</p> <p>また、設計変更事務取扱要領の制定については、今後研究していく。</p> <p style="text-align: right;">(契約課・下水道建設課)</p>
本体工事工事名	松代表柴町下水道工事																
予定価格	166,000,000																
契約金額(税抜)	137,780,000																
落札率(A)	83.00%																
本件の予定価格(B)	20,200,000																
本件の落札率(C)	100.00%																
落札額の差(D)=(C)-(A)	17.00%																
影響額=(B)×(D)	3,434,000																

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>このような状況において、契約規則の規定と実務の扱いとが乖離している現状を放置するのは問題であるので、たとえば実務を考慮した設計変更事務取扱要領を制定し、契約規則の定めと「契約の手引き」で記載されている実際の設計変更手続きが整合するようにする必要がある。</p> <p>(5) 川中島 7 号系汚水準幹線外工事 (結果) ○契約変更で対応すべきでなく別途競争入札すべきもの</p> <p style="text-align: right;">(報告書203ページ)</p> <p>「契約の手引き」の工事請負契約及び委託契約の章に契約の変更について以下のように記載されている。 「契約の履行途中において契約の内容を変更しなければならない事態が生じたときは、工事内容の同一性を失わない範囲内において、最小限度の変更をすることができる。」 上記の変更は業務の客観的性質からの緊急性があるわけではなく、単に、市内部の事務の事情により安易に増工で対応したものである。透明性、公平性を欠いており、別工事として競争入札で対応すべきである。</p>	<p>別途競争入札については、経費節減を考慮し別工事対応するよりも有利と判断した。別工事とした際、契約までに日数がかかることと経費が割高になることから、急な要望への対応については増工で対応せざるをえないが、ケースバイケースで工事費を比較検討し、割安な工事発注するよう周知し改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">(下水道建設課)</p>
<p>35. 上下水道局下水道施設課</p> <p>(2) 豊野地区農集排処理施設保守管理業務委託 (結果) ○指名選定理由の記載誤り</p> <p style="text-align: right;">(報告書205ページ)</p> <p>長野市は「長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱」第 4 条で札参加資格があると認める者（以下「有資格者」という）を物品・製造等競争入札参加資格者名簿（「有資格者名簿」という。）に登載するとき、あらかじめ当該有資格者について、一定の事項を勘案して、物品等供給契約の種類ごとの等級格付を行っている。等級格付は A、B 及び C の 3 等級に区分して行っている。 本件において指名選定理由の等級格付は A、B としているが、C の業者が入札に参加し、落札</p>	<p>指名選定理由の誤りについては、指摘事項に記載されているように契約課の記載ミスが原因であった。 今後、本指摘の等級格付に限らず、業務委託の参加資格条件の設定を下水道施設課より依頼する場合は、業務委託計画書、設定条件補助票等を十分活用し、条件が契約課に間違いなく伝わるよう連絡を密にしていこうとする。</p> <p style="text-align: right;">(下水道施設課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況																				
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>している。</p> <p>同 7 条における等級格付を行った場合における契約の種類ごとの各等級別発注標準となる予定価格は、表1のとおりである。本件の予定価格は2,919,000円（税込）であり、業務委託であるので「その他の契約」に該当するため、Cの業者も入札に参加できるのであるが、「指名請負人選定調書」、及び「入札、見積 経過及び結果閲覧用）」の指名選定理由がA、Bとなっているため、指名理由と矛盾する結果となっている。同様の契約で「鬼無里地区農集排処理施設保守管理業務委託」（予定価格税込2,110,500円）でも指名選定理由がA、BとなっているにもかかわらずCの業者が入札に参加している。</p> <p>一方、「平成21年度 物品等供給契約に係る参加希望型指名競争入札募集票」には入札参加資格の記載がなく、募集に際しては等級格付は無条件で募集がなされたと考えられるので問題はない。</p> <p>契約課の説明では記載ミスとのことであるが、入札参加資格は重要事項であり「指名請負人選定調書」及び「入札、見積 経過及び結果（閲覧用）」の記載が事務的になされているならば問題である。</p> <table border="1" data-bbox="193 1413 828 1559"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>製造の請負</th> <th>物件の買入れ</th> <th>その他の契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1,000 万円未満</td> <td>800 万円未満</td> <td>1,000 万円未満</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>300 万円未満</td> <td>200 万円未満</td> <td>300 万円未満</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>—</td> <td>20 万円未満</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>36. 消防局通信指令課</p> <p>(1) 高機能消防指令情報システム保守委託 (結果)</p> <p>○一式〇〇円の形の積算 (報告書207ページ)</p> <p>予定価格積算書には対象機器ごと 1 台当たりの金額を記載してあるだけであるが、実際の保守業務は定期保守や障害対応等の作業ごとに技術者等が作業を行うことにより達成される。このため、予定価格積算書の記載では実際の保守作業等との整合性がなく、保守作業等の実態と比較して積算価格が適切かどうか検証できな</p>	区分	製造の請負	物件の買入れ	その他の契約	A	制限なし	制限なし	制限なし	B	1,000 万円未満	800 万円未満	1,000 万円未満	C	300 万円未満	200 万円未満	300 万円未満	D	—	20 万円未満	—	<p>高機能消防指令情報システム保守委託の一式〇〇円の形の積算については、見積もり時に一式というような形での積算で、適切な単価か確認していなかったことが原因であった。</p> <p>今後は、一式という形での見積もりは行わず、対象機器ごとの積算を定期点検の</p>
区分	製造の請負	物件の買入れ	その他の契約																		
A	制限なし	制限なし	制限なし																		
B	1,000 万円未満	800 万円未満	1,000 万円未満																		
C	300 万円未満	200 万円未満	300 万円未満																		
D	—	20 万円未満	—																		

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>い。予定価格積算書は保守作業等の実態と対比できるように、現状の対象機器ごとの積算を定期点検業務、障害対応等別に作業時間×単価の形で展開して作成される必要がある。なお以下に記載する 365 日、24 時間のオンコール保守の部分については業者は実際の出勤に関わらず出勤できる体制を整えておく必要があるため、単価×作業時間の形で積算することは困難である。この部分については業者が体制を維持するために必要になる特別の費用のうち、市が負担すべき分を試算することで対応するのが適切な対応であると思われる。</p> <p>○体制維持費用の金額把握 (報告書209ページ)</p> <p>オンコール保守に対応する部分について負担している金額は大きいことが把握された。しかしオンコール保守に対応する部分について、積算根拠はおろか積算金額も提示されておらず、現状の負担が必要かつ妥当のものなのかどうかの検証を行わないまま、毎年契約を締結している結果となっている。今後、以下の観点を参考にして必要な資料の提示を受け、検証を行うことが必要である。</p> <p>①24 時間オンコール保守コスト負担基準額の把握</p> <p>24 時間オンコール保守のコスト負担(②の a)の基準となる金額は、24 時間オンコールの体制を維持するために業者が特別に要している費用(通常時間以外に24 時間対応のために待機する社員の人件費等。ただし、当該社員がその時間帯に他の通常業務を行っており、要請がある場合にのみ対応する場合は、通常業務分は差し引いて考える必要がある。)を、当該業者に24 時間オンコール保守契約をしている依頼者数の合計で除した金額になると考えられる。したがって業者から24 時間オンコール保守の体制を維持するために特別に要している費用内訳と24 時間オンコール保守契約をしている依頼者数を確認することが必要である。その上で、②の a ≤24</p>	<p>業務、障害対応等別に作業時間×単価の形で試算させて提示、また、業者が体制を維持するために必要になる費用のうち、市が負担すべき分の試算の提示を求め、適切な単価かどうか確認するように改善する。</p> <p>(通信指令課)</p> <p>オンコール保守に対応する部分について、積算根拠、積算金額の提示をうけずに、現状の負担の検証を行わないまま、毎年契約を締結していたことが原因であった。業務委託業者に保守費用内訳と契約をしている消防本部数、年間に想定されるオンコール回数と積算における想定オンコール回数の比較、また、必要に応じて、受付だけ 24 時間対応する業務と実際に障害対応を 24 時間行う業務の線引きを平成 23 年 4 月 17 日に依頼した。</p> <p>今後は 24 時間オンコール保守の部分の金額を明らかにして、この金額が妥当かどうかの検証を行い、必要であれば値下げの交渉を行う。</p> <p>(通信指令課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p style="text-align: right;">(続き)</p> <p>時間オンコールの体制を維持するために業者が特別に要している費用は業者の24時間オンコール契約先数を満たしていることを確認し、金額が超過している場合は契約金額の引き下げを行うべきである。</p> <p>②年間に想定されるオンコール回数と積算における想定オンコール回数を比較する。また、必要に応じて、受付だけ24時間対応する業務と実際に障害対応を24時間行う業務の線引きを行い、費用対効果の観点から見直しを行う。</p> <p>平成21年度の随意契約理由にも記載されているように、「高機能消防指令情報システム」は、消防業務の基幹設備であり、障害が発生した場合、通信指令業務に重大な支障を来すと共に、市民の生命・身体及び財産に多大な影響を及ぼすことも考えられるため、障害発生時における迅速な対応及び原因究明が不可欠である。このために必要な支出であれば惜しむべきではない。しかし重要だからと言って、保守委託仕様書の内容と契約金額の根拠になる積算書の関係が不明確なまま放置することは許されないもので、365日24時間オンコール保守の部分の金額を明らかにして、この金額が市が負担すべき金額に照らして妥当かどうかの具体的な検証を行い、必要であれば値下げの交渉を行う必要がある。</p> <p>(3) 高機能消防指令情報システム車両運用管理装置 FOMA 回線化</p> <p>(結果1)</p> <p>○業者の見積りどおりの積算 (報告書 215 ページ)</p> <p>積算は端数値引き分を除き業者の見積りどおりに行われている。担当課に確認したところ一台につき一人の作業員が来たらしいとのことなので（作業報告書の提出がないので当該作業員が別の分署等に移動して同じ日に複数の車両に取り付けを行ったかどうかは不明。仕方ないので一台に取り付けるのに一人日要すると仮定する。仮に一日に一台以上の取り付け作業を行っ</p>	<p>高機能消防指令情報システム車両運用管理装置 FOMA 回線化については、見積もり時に一式というような形での積算で作業日程、作業時間、作業人員等の確認を行わずに、適切な単価を確認していなかったことが原因であった。</p> <p>同様の業務委託があった場合は、高機能消防指令情報システム支援情報検索処理装置端末更新業務委託と同様にハード面</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(続き)</p> <p>ている場合は、積算に使用される一台当たり単価は一層低くなる必要があり、にもかかわらず一台当たり51,000円の取り付け作業単価を付しているということは、作業員一日当たりの単価を51,000円より高い金額で積算していることになる。) 、作業員に対して一日当たり51,000円の単価で積算していることになる。一日当たり51,000円の単価は標準単価に比べて高すぎると思われる。単価については当該業務にふさわしい標準単価で積算すべきである。参考までに市販の積算資料に記載されている札幌市のシステム管理技術者2の1日当たりの標準単価を示すと、1ヵ月160時間で計算して時間当たり、4006円、一日当たり32,048円である。</p> <p>車両ソフトの変更と接続動作確認は1台当たりの70,000円で積算されている。上記の札幌市のシステム管理技術者の一日当たり標準単価で計算すると一台当たり約2人日要している計算になるが、一台当たりの車両ソフト変更と接続動作確認に2人日も必要とは思えず、過大に積算されている可能性がある。</p> <p>FOMA 変換アダプタ (UM02-K0 + 専用アダプタセット) についても、数量がまとまれば価格は下がるはずで、本件の委託業者であればもっと安く購入できる可能性がある。そもそも FOMA 変換アダプタについては競争入札による調達も検討されるべきで、少なくとも他社と見積り合せは実施できたはずである。なお、FOMA 変換アンテナは、調査の結果通信状態が悪く、通信が途切れたりするので、特注品となっている。</p> <p>(結果2)</p> <p>○実績の把握検討</p> <p>(報告書216ページ)</p> <p>業者からの作業報告書の提出を受けていない。作業実績に関して、今後必ず作業報告書の提供を受け、積算と実績が整合しているかどうか確認すべきである。</p>	<p>とソフト面を分けて考えて、競争入札ができる部分にあっては、実施するように改善したい。</p> <p>(通信指令課)</p> <p>作業報告の提供は必ず行い、積算と実績の整合性を図るように改善したい。</p> <p>(通信指令課)</p>

措置の通知書

平成 22 年度 包括外部監査分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(結果3) ○一式〇〇円の形の積算 (報告書216ページ) 予定価格積算書において、指令センター側作業は一式の形で積算されているが、単価×人工の形で積算すべきである。</p> <p>(4) 市町村合併に伴う高機能消防指令情報システムデータ変更業務委託 (結果) ○一式〇〇円の形の積算 (報告書217ページ) 予定価格積算書が 1 式の形で積算されており積算金額の検討が出来ない状況である。事前に単価等を検討するために、SE, PG等作業ごとに区分(単価×人工)した見積りを入手して積算すべきである。</p>	<p>見積もり時には、一式という形での見積もりは行わず、作業日程、作業時間、作業人員の提示を求め、適切な単価かどうか確認する。</p> <p>(通信指令課)</p> <p>市町村合併に伴う高機能消防指令情報システムデータ変更業務委託については見積もり時に一式というような形での積算で作業日程、作業時間、作業人員等の確認を行わずに、適切な単価か確認していなかったことが原因であった。</p> <p>今後、同様の業務委託があった場合、一式という形での見積もりは行わず、作業日程、作業時間、作業人員の提示を求め、適切な単価かどうか確認するように改善したい。</p> <p>(通信指令課)</p>